

国土交通省からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見				
							区分	回答	意見				
109	都市計画の軽易な変更の見直し	<p>【制度改正の内容】 都市計画法第21条の軽易な変更是、その内容が細かく規定されており、変更内容も肯定的で、既決段階に両者の位置ははざんでいるものと解しかねないが、まさにこの部分が改正され、これが決まりたる都市計画の種類が複数したが、軽易な変更とともに第2の項目「道府県と市町村とでは大きな違いがあること」から、都市計画事業の進捗と影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることが決定される。</p> <p>【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条各号に掲げるものが、市町村決定の都市計画に関する、軽易な変更して認められないことにより、次の3つのような支障事例が生じて、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を市府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を行やすくする。</p> <p>（参考） 通常の変更 案の継続から決定告示まで約6週間 軽易な変更（名称の変更） 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間 軽易な変更（名称の変更以外） 案の継続から決定告示まで約4週間</p>	<p>都市計画法第14条第1項第2号「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は 都市計画法施行規則第13条各号の文を追加する</p>	<p>都市計画法第19条第3項、 都市計画法施行規則第14条、 都市計画法施行規則第13条の2</p>	国土交通省 二本松市	E 提案の実現に向けて対応を検討	都道府県が定める都市計画については、国の利害に重大な関係がある都市計画については、国土交通大臣の同意付協議により国の利害との調整を行っている一方、市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされている。	都道府県が、都市計画決定する場合の国土交通大臣と協議する理由は、法第18条第3項、市区町村が、都市計画を実施する場合の都道府県と協議する理由は、法第19条第3項、第18条第4項のうちのどちらかである。	一方で、都道府県の運用指針のⅢ-2「運用に当たるの基本的考え方の2.市町村の主体性と地域的な調和」では、「広域の見地から調整を図る観点の2.市町村による運営の必要性」の記載では、「該該都市計画が当該市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合は、都道府県と協議される。逆を返すと、これが認められない場合、広域の見地からの調整を図る必要はない」と解釈できる。	そもそも、軽易な変更を認めるのは、目的とする都市計画の早期実現のために、手続手続きを簡略化し、当初の目的を達成させようとする意味もあるのではないか。	軽易な変更が、都市計画の最初決定時と何ら変わるものではないと認められるものについては手続手続きを簡略化するべきである。	実態調査については、「軽易変更となる事項を拡大することの可否について」ではなく、「軽易な変更と認められるべき規模等について」行われることを望む。	また、二本松市では、突起の課題として、長期未着手となっている都市計画道路について、市民への負担を強いている状況である。さらに東日本大震災からの早期復興と市民の心の復興を早期に実現するためにも都市計画公園の果すべき役割は大きい、このようなことから、特に「都市計画道路」「都市公園」については、軽易な変更として認めていただきたい。
675	都市計画の軽易な変更の見直し	<p>【制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定する市町村に関する軽易な変更として認められていないことに由り、都市計画を要する場合を実施する大臣への協議、同意の手続が省略できない。都道府県と同様とする措置となれば、手続の省略化となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。</p> <p>【実例（予定含む）】 1. 都市高規鉄道 都市高規鉄道建設計画 都市高速鉄道中第6号相鉄・JR直通線（変更） （告示H24.10.5） 区域変更区间 約190km、中心線の区間は100m未満 2. 横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線（変更） （告示H26.3.5） 区域変更区间 約330km、中心線の区間は100m未満 ※施行規則第13条第3号イ（起點又は終点の変更を伴わない線形の変更にのみ位置又は区域の変更で、事業計画に変更が必要となつた場合、変更手続きによる位置又は区域の延長が千メートル未満であるもの）に該当。</p> <p>自動車専用道路（首都高速道路）（予定） ①横浜国際港都建設計画 道路 高速横浜環状北線（変更） 更変区间 约1000m未満、中心線の区間は100m未満 ※施行規則第13条第3号イ（線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の区間が百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの）に該当。</p>	<p>都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行規則第14条、都市計画法施行規則第13条第3号イ（起點又は終点の変更を伴わない線形の変更にのみ位置又は区域の変更で、事業計画に変更が必要となつた場合、変更手続きによる位置又は区域の延長が千メートル未満であるもの）に該当。</p>	<p>都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行規則第14条、都市計画法施行規則第13条第3号イ</p>	国土交通省 横浜市	E 提案の実現に向けて対応を検討	指定都市の特例により都道府県が定める都市計画を指定都市が変更する場合については、都道府県が定める都市計画との適合を担保する手続が必要となるとともに、その内容が国の利害に影響を与えないことを確認する必要がある。このため、都道府県が都市計画を変更する際には国土へ同意付協議か不要とされている軽易な変更を除いても、都道府県が定める都市計画との一体性を確保するために広域の見地からの都道府県知事が意見を聴いた上で、國へ同意付協議を行っているところ。	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては都道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を実現する。なお、本市においては現在、完成予定期間を平成28年度としている横浜国際港都建設計画道路・高速横浜環状北線について、都市計画変更を検討している。					
601	一部が一般国道または都道府県道になつてゐる市町村道にかかる市町村計画決定権限の市町村への移譲	<p>【制度改正の必要性】 都市計画法第十五条第一項では、市町村が決定する市町村計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた結果、都道府県における内閣協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更（事業の着手）が決まりたる所要期間は、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間（事業着手までの期間）を短縮できるが、それぞれの地域の実情に連やかに対応した変更が可能となる。 （参考）都市計画変更に係る所要期間・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。</p>	<p>都市計画法第十五条第一項では、市町村が決定する市町村計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた結果、都道府県における内閣協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更（事業の着手）が決まりたる所要期間は、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間（事業着手までの期間）を短縮できるが、それぞれの地域の実情に連やかに対応した変更が可能となる。</p>	<p>都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第9条第2項第1号イ</p>	国土交通省 函館市	C 対応不可	一本の道路で都道府県道及び市町村道が複数するなどの場合には、都市計画上の性質に鑑みて、より上位の道路について決定権を有する都道府県が定めること適切であり、一般国道及び都道府県道は国を構成する道路を含まないものについては、現在は、変更しようとする都市計画道路の見方方にに基づき道路である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、後藤市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で国及び道道であるため国側に意を要する決定となった。	本提案は、国道または都道府県道（以下「国道等」）と市町村道で構成される市町村が変更すること立することを防ぐ難点及び路線全体の都道府県との協議等により上位の道路について決定権を有する都道府県から市町村に移譲するよう求めのではなく、市町村が変更しようとする場合に限らず、市町村の法律等によるものである。市町村道の変更をもつて、市町村が変更する場合、市町村が変更を行う方が効率的、国道等を含まない一部区間を変更する場合は市町村が都市計画を変更すべきである。都道府県が定めた都市計画道路を市町村が変更したことについて、都道府県が定めた都市計画の一部を市町村が変更することは認められない。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項50項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見			区分	回答
109	都市計画の軽易な変更の見直し	都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の条文に同規則第13条各号の条文を追加するに伴う、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様に、道路や公園等に関する都市計画の変更を行いややすとする。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 「都市計画決定のパターンは様々であることから、軽易な変更に係る調査に期間を要するとの指摘については、都道府県で軽易な変更として認められている範囲を一つの基準とすることにより、早期に、実態を適切に把握し、年末の閣議決定に見直しの具体的な方向性を盛り込まれたい。 ○ 可能なところから早期に見直しを図る観点から、市町村においても軽易な変更として認められているもののうち、少なくとも道路、公園については、都道府県においても軽易な変更として認められるべきではないか。そうできない場合、何か具体的な支障はあるのか。 ○ 「市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との合意を図る観点から、都道府県事務官が協議を行うことなどとしている」とあるが、道路や公園等について位置等の些細な変更を行いう場合、当初決定の時点では、都道府県との必要な調整が完了しており、都道府県と改めて（同意）協議を行ふ必要性は認められないことからも、こうした事例に関しては、軽易な変更として取り扱うことが適切ではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	軽易な変更となる事項の見直しについて、運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討していく。 なお、調査にあたっては実務を担当地方公共団体の協力が不可欠であるところ、都市計画の変更数、調査の関係者も多く、地方公共団体に過大な負担となるよう、十分な調査期間を必要とすることに御理解いただきたい。 検討にあたっては、ご指摘を踏まえ都道府県で軽易な変更としているものを参考にしつゝと考えているが、都道府県と市町村が定める都市計画については、それぞれ内容や規模に違いがあり、前者に係る「軽易な」範囲がそのまま後者に係る「軽易な範囲」になると一概に言えないこと等から、具体的な見直しについては実際の計画変更やその影響等の実態をよく精査して検討する必要がある。	
675	都市計画の軽易な変更の見直し	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指す都市においては道府県と同様に、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする旨の指	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 「都市計画決定のパターンは様々であることから、軽易な変更に係る調査に期間を要するとの指摘については、都道府県で軽易な変更として認められている範囲を一つの基準とすることにより、早期に、実態を適切に把握し、年末の閣議決定に見直しの具体的な方向性を盛り込まれたい。 ○ 可能なところから早期に見直しを図る観点から、都道府県においても軽易な変更として認められているもののうち、少なくとも道路、公園については、都道府県においても軽易な変更として認められるべきではないか。そうできない場合、何か具体的な支障はあるのか。 ○ 「市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との合意を図る観点から、都道府県事務官が協議を行うことなどとしている」とあるが、道路や公園等について位置等の些細な変更を行いう場合、当初決定の時点では、都道府県との必要な調整が完了しており、都道府県と改めて（同意）協議を行ふ必要性は認められないことからも、こうした事例に関しては、軽易な変更として取り扱うことが適切ではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	軽易な変更となる事項の見直しについて、運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討していく。 なお、調査にあたっては実務を担当地方公共団体等の協力が不可欠であるところ、都市計画の変更数、調査の関係者も多く、地方公共団体に過大な負担となるよう、十分な調査期間を必要とすることに御理解いただきたい。 検討にあたっては、ご指摘を踏まえ都道府県で軽易な変更としているものを参考にしつゝと考えているが、都道府県と市町村が定める都市計画については、それぞれ内容や規模に違いがあり、前者に係る「軽易な」範囲がそのまま後者に係る「軽易な範囲」になると一概に言えないこと等から、具体的な見直しについては実際の計画変更やその影響等の実態をよく精査して検討する必要がある。	
601	一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第十五条第一項では、広域の見直しから決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されており、都市計画法施行令第十九条第二項では、この都市施設等の中間に一般国道と都道府県道（道路法第三条）を掲げてある。 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、国道、都道府県道になつてない部分に係る都市計画は市町村決定とするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 都道府県決定の都市計画を市町村が変更することが認められない理由について、「広域的なネットワークを形成するものとして都道府県が一体的に決定した都市計画道路を変更する場合には、程度の差があつても当該ネットワークの機能に何らかの影響が生じたために措置を取らなければならぬ」として、都市計画の主体において、決まり方と一緒にある「軽易な変更」という考え方もあることから、変更によって同じ影響が比較的小さいと考えられる場合を類似化して、そんじ場合で市町村が変更することを認めるとされるが、この場合、市町村が変更する場合の「変更の方法」が問題となる。この問題は、市町村が変更する場合の「費用」についての影響を付託的的小さく考慮される場合の例（主に都市計画道路） ・市の都市計画決定の変更により簡単に補正が必要となる場合 ・交通量の変化をもつて可能性が低いと考えられる変更を行う場合 ・当該都市計画道路に重大な影響を及ぼす恐れのない変更を行う場合 ・(決定主体:都道府県)が認知しないことで変更される事態を防ぐため、決済主体と変更の方法を定めたうえで都道府県との間で協議を行うことにより、必要な調整は十分行われることから、上記の場合は認められたうえで市町村が変更することを認めるべきではない。 ○ 決定主体と変更主体が異なる法体系として、都道府県事務官が変更するに当たっては、市町村が変更することを認めるとされるが、上記の場合は認められたうえで市町村が変更することを認めるべきではない。 また、平成19年改正道路法により、当該市町村の区域内に有する道路又は都道府県道に係る歩道の新設、改修、整備又は整備等について、市町村の同意協議を経て、都道府県に代わる市町村が変更する場合の「変更の方法」が規定されたうえで、柔軟で効率的な都市計画の変更が可能となるよう制度を見直すべきではない。 ○ なお、「(面積の)よううケースにおいて起終点を変更することにより対応してはどうか」との指摘については、そのために少しだけ大きな時間と労力を要するにとどめ、提案主体からみて、一体の都市計画道路として決定されたものに対する事務の効率化のみを理由に変更することに問題があると指摘している。これは、事務の効率化のみを理由に変更することに問題があると指摘している。 ○ なぜ、都道府県が決めていた変更を市町村が実現できないのかは、市町村の個別の案件に応じて都市計画審議会が開催可否となることによる手続問題の緩和や、都道府県との事務負担となる事務負担の適度な削減が求められ、ひいては、事務効率化の改良など地域住民のニーズに迅速に対応が可能となると考えられる。	E 提案の実現に向けて対応を検討	都市計画の決定主体は、都市計画法において、国道・都道府県道については都道府県が、市町村道については市町村が決定するとしているのみであり、都道府県道と市町村道を一つの都市計画道路として決定する場合の決定主体については法令に定めがないところである。 これまでには、上位の道路について決定権限を有する都道府県が決定するよう運用してきたところであるが、提案のような事案について合理的な対応ができるよう、運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて、運用方法を検討する。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
665	開発許可の技術的細目に関する定めの拡大	開発行為における公園の設置について、都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委託事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国一律的な設置基準であることから技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じるべく、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制限の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2(1)により条例に関する基準も設けられている。 【支障事例】 公園においては、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準にて開発区域面積を0.5ヘクタール以上と規定されていることによって、本市で開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されるとともに、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして活用することが可能となる。 【懸念の解消策】 地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。	【制度改正の経緯】 都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委託事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国一律的な設置基準であることから技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じるべく、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制限の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2(1)により条例に関する基準も設けられている。	都市計画法第33条 都市計画法施行令第25条 都市計画法施行令第29条の2	国土交通省	川崎市	C 対応不可	都市計画法第33条及び同施行令第29条の2においては、一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務といふ負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定めているところである。 したがって、同令第29条の2を削除又は「参酌すべき基準」とすることは困難である。	都市計画法第33条及び同施行令第29条の2においては、一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務といふ負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定めているところである。 本市の提案の趣旨としては、宅地水準の標準の確保を否定するものではなく、都市計画法で全国一律に定められている基準を条例に委任することにより、地域特徴により様々である宅地水準を反映することができる、またより質の高い公共交通設備を備えた開発行為へ導路を図ることである。そこで、より質の高い公共交通設備を備えた開発行為については、自治体がそれなりの責任と判断で柔軟に対応するよう見直しを求める。	都市計画法第33条及び同施行令第29条の2においては、一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務といふ負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定めているところである。 もし、技術的細目全体の条例委任が困難な場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発区域の面積について地域の実情等を勘案した適用を行えるようにすべきである。 なお、開発区域の面積についての規定は、同法施行令第29条の2第1項第3号により対象となる開発区域の面積そのものの条例に委任することができるときとされており、公園等設置義務についても同様と考える。
278	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	【制度改正の必要性】 本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設を設置することを進めているところである。 都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。 しかししながら、民間事業者の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第七条の2において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の面積を増加させない」ものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することができない状況にある。 この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電設備の設置が可能として実現できる。 都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすること。	都市公園法施行規則第7条の2第3項	国土交通省	埼玉県	D 現行規制により対応可能	都市公園の駐車場上部空間を活用しての太陽電池発電施設の設置については、公園利用者への影響を考慮する必要があるが、太陽電池発電施設が、公園施設内に限り電力の供給を行うものである場合、当該施設は都市公園の効用を全うするものであるから、都市公園法施行令第7条第7項の管理施設として設置することが可能である。 太陽電池発電施設が公園施設外にも電力を供給する場合は、当該施設は都市公園法施行令第12条第1号の3に規定する占用物件に該当するところ、つまり、駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置する場合は、駐車場上部空間に屋根棟として設置することになり、この場合には、現行法則上既存可能である。 以上から、太陽電池発電施設は現行法則上設置可能であるため、設置基準を緩和する必要はないと考えられる。	当提案は、民間事業者が、占用許可を受けて太陽光発電施設を都市公園の駐車場に設置し、その電力を公園施設以外にも供給(売電)することを可能としたものである。 多くの都市公園は、駐車場は屋根のない露天であり、また、管理等の建物物には離れた位置にある。 ここに、占用許可を受けた民間事業者が簡易な柱を立て、その上に太陽光発電パネルを設置する屋根に設置することを想定しており、公園管理者が設置した既存の建物物の上に占用許可を受けた民間事業者が太陽光発電パネルを載せるこを提案するものではない。	当提案は、民間事業者が、占用許可を受けて太陽光発電施設を都市公園の駐車場に設置し、その電力を公園施設以外にも供給(売電)することを可能としたものである。 多くの都市公園は、駐車場は屋根のない露天であり、また、管理等の建物物には離れた位置にある。 ここに、占用許可を受けた民間事業者が簡易な柱を立て、その上に太陽光発電パネルを設置する屋根に設置することを想定しており、公園管理者が設置した既存の建物物の上に占用許可を受けた民間事業者が太陽光発電パネルを載せるこを提案するものではない。
339	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第十四条第三号の「第十一条の十号に掲げるものについて」は、六月の規定を、「第十二条の十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正されたい。	【制度改正の必要性】 市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スグーリー団体の用具庫等は、法第七条第六号の物件として第十四条第四号の適用を行っているが、地団体や地区スグーリー団体にとっては、1年4度申請手続きを行なう事務的負担感は強く、事前相談は多数あるものの、実際の利便性は低いとされている。本市では現在、街区公園等周辺住民の利便頻度が特に高い公園について、より地団体や地区スグーリー団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討している。改正により条例で定める物件として規定したことであっても、第十四条第三号の適用により許可期間は六ヶ月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないのがそれである。	都市公園法施行令第十四条第三号	国土交通省	北上市	C 対応不可	「自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設」は、通常、都市公園法施行令第12条が規定する占用物件としての権利及び備蓄倉庫と附されるところ、同法施行令第4条第1号により、占用期間は最長10年とされている。 また、「地区スグーリー団体の用具庫等」は、公共の用に供する場合における施設としての運動施設としての運動用具庫又は第7項が規定する公園施設としての倉庫と解されるところ、同法第5条第3項により、公園施設の設置・管理期間は最長10年とされている。	本市の提案の主旨は、都市公園法に列挙された占用物件以外でも占用許可を行なうことは可能とする一方、物件に応じて占用の最長期間を設定することは制限されている点について、矛盾していると考えることから、より細やかで実態に即した占用制度を運用するための占用期間の設定を条例に委任することを求める点にある。既示した支障事例について、現行法令で許可ができることをもって提案が満足するものではない。	回答では、占用許可を行なうに当たって適宜適格性を確認する必要があるため法規の期間に最長の定めがあることだが、その適格性については公園管理者が必要と認める時に自己的責任において判断すべきものであるから、占用期間に係る規定について条例委任することで適当である。 また、「耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されていること」であり、占用許可権者がそれを超える最長期間を個別に設定することは不適切である。」とあるが、道路法では、舗装段差などの比較的耐久性が高いと考えられるものも、露店などの耐久性が低いと考えられるもの、道路管理者が5年以内であれば個別の期間を設定して占用許可を付与できる。よって、都市公園法でも同様に、地方公共団体の裁量を拡大すべきである。 なお、支障事例はあくまで例示として記述したものであるが、個別の事例に係る考え方は別紙のとおり。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
665	開発許可の技術的細目について定める条例の自由度の拡大	開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。 また、開発許可の技術的細目に関する条例の自由度の拡大を図るために、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を「廃止もしくは参考すべき」規定とする。	開発許可の技術的細目については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容するべきである。	【全国市長会】 公園整備の効果等にも着目し、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 「開発事業者の予見可能性の相違と地域の実情に応じたまちづくりの実施への均衡を図った結果、技術的細目が定められた」との指摘に対しては、地方公共団体が地元の実情に応じて諸種の解決を経て「条例」で技術的細目を定めた場合には、開発事業者の予見可能性は確保される上、よりきめ細やかにまちづくりが可能となると考えられる。こうしたことから、開発許可の技術的細目による条例の自由度を拡大すべきであるが、この場合に向か具体的な支障はあるのか。 ○ 「開発許可の技術的細目は、適合しない場合には開発許可はなれない」という極めて影響が大きなものであることから、技術的細目による規定された開発事業者の義務付けの最低基準は法律で定める必要があるとの指摘については、地域によって説明すべき開発行為の姿が様々であることに鑑みれば、地方公共団体が自己の責任において当該基準を設定可能すべきではないか。 ○ その際に、法律で「参酌すべき基準」を定めることすれば、地方公共団体は参考行為を行ったかどうかについて説明責任を行い、参照する行為を行わなかった場合は違法となるため、開発事業者に対し過度な義務付けが行われる事態は回避できると考えられるが、いかがか。 ○ 宅地開発を行う者に対する負担という観点では、開発面積による公園面積の割合も、対象となる開発面積ごとのもの規制も同様である。したがって、技術的細目の条例を定める場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発面積について、地域の実情を勘案した運用が行えるよう、見直すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発面積に対する道路の設置基準を定めた都市計画法施行令第25条第3号については、同法施行令第29条の2第1項第3号により対象となる開発面積そのものを条例で制限を強化することができると思われるが、公園等設置義務に関して、対象となる開発面積の下限に一定の幅を持たせることについて、何か具体的な支障はあるのか。	E 提案の実現に向けて対応検討	開発許可の技術基準は、市街地における良好な宅地水準を確保する等の目的から、全国的に確保すべき最低限の基準としている。このうち公共施設の整備については、本州地方公共団体が整備すべき公園等について、開発区域内の居住者が主に利用する必要最小限の施設に限って、事業者に設置を義務付けるものである。 したがって、個別の条例の定め方によつては、最低限度の宅地水準の確保が困難となたり、事業者に対する過度な負担となったりするおそれがある参照基準などによる困難である。 公園等設置の義務付けの範囲について、開発面積に対する公園等の面積割合は、都市公園法体系で地方公共団体が都市公園を整備すべきレベルの範囲内で、原則3%以上としている。これを基に、 <ul style="list-style-type: none">・義務付け対象の開発面積は、事業者にとって過度な負担とならない（例えば、わずか戸戸の住宅開発に設置を課すのは行き過ぎとなる）・整備される公園等面積は、良好な都市環境の維持、防災等の機能の確保や、管理事業の効率性等の要請から、一定の規模を確保する必要がある他の要請を総合的に勘案して、開発行為に求められる最低限の基準として、0.3haの要件は定められているものである。 しかしながら、今回の提案を受けたまち、地方公共団体からは開発行為により整備される公園が規模の異なる場合に、管理負担が大きい等の声があることから、運用実績・地方公共団体及び開発事業者の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園設置を義務付ける下限面積の条例委任を含め、見直しを検討する。
278	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	都市公園において占用許可の対象となる工作物等については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例による補正を許容すべきである。 それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能な」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分に確認を行るべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能な」となっているが、法制上の課題など事業関係について提案団体との間で十分に確認を行るべきである。	○ 都市公園の駐車場に新たに支柱等を立てて太陽光発電施設を設置する場合、都市公園法施行規則第7条の2第3号の「第五条の三第一号に掲げる太陽光発電施設」については、既設の建物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこととの規定は抵触しないことであったが、そのため解釈は非常に複雑であるため、運用指針等での明確化ではなく、同号の末尾に、「ただし、駐車場を除く。」といった文言を追加するなど、省令改正が明確化すべきではない。 ○ (省令改正が困難である場合)運用指針等で解釈を明確に示し、周知を図るべきではないか。	D 現行規定により対応可能な	ご提案の太陽光発電施設が建築物に該当する場合、当該発電施設が「既設の建築物に設置されている」かどうかについては、公園管理者が個別具体的に判断することになる。 一般論として、公園施設である駐車場の屋根棟としての機能と占用物件である発電施設としての機能を併せ持つ太陽光発電施設として解釈でき場合、通常、都市公園としての効用や公園のオープンスペース機能が損なわれるおそれはないと考えられる。 したがって、太陽光発電施設は、「既設の建築物に設置されている」ものとなるが、どうして変更する。 なお、現行法制上設置可能である旨の明確化に関し、その具体的手法を検討して参りたい。
339	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十一号に掲げるものについては、六ヶ月」の規定を、「第十二条第十一号に定めるものについて、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正されたい。	都市公園にかかる占用期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容するべきである。	【全国市長会】 申請者の負担軽減、申請手続き事務精減などの観点から、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 「法律の期間に最も定めがあるのは、都市公園の占用の許可基準である『都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないものであるか否か』」政令で定める技術的基準に適合しているか否かなどについて適宜、適格性を認める必要があるためとの指摘については、それらの適格性は公園管理者である地方公共団体が必要と認めるときに自己の責任において判断すべきものであることから、占用期間については参照すべき基準化すべきである。この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ また、「耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されている」と指摘については、道路法では、耐久性が高いと考えられるものの「耐久性」とは、長いと考えられるものの「壽命など」に関わらず、道路管理者は5年以内であれば必要と認められる期間で占用許可を付与できることとなっている。よって、都市公園法においても同様に、地方公共団体の敷地を拡大すべきではないか。	C 対応不可	都市公園は、一般公共の利用に供することにより、公共の福祉の増進を目的として設置されるものである。そのため、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設は、都市公園の効用を阻害するこはあっても、これを増進するこにはならないので、必要な限りの範囲内に限り、その占用を許可しているところである。 占用物件の「適格性」については公園管理者が必要と認める時に自己の責任において判断すべきものであるから、占用期間については参照すべき基準化すべきである。この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ また、「耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されている」と指摘については、道路法では、耐久性が高いと考えられるものの「耐久性」とは、長いと考えられるものの「壽命など」に関わらず、道路管理者は5年以内であれば必要と認められる期間で占用許可を付与できることとなっている。よって、都市公園法においても同様に、地方公共団体の敷地を拡大すべきではないか。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法等の見直し	【制度改正の必要性】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されてない新規事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 高圧ガス保安法関連法、建築基準法関連法、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、規制を緩和する必要がある。 本県では、平成25年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に關し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	高圧ガス保安法一般規則(一般則)第7条の3	経済産業省 国土交通省 総務省(消防庁)	埼玉県	A 実施	水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化や量産化に向け支援など総合的な対策が必要。 規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき安全性能の検証を行った上で必要な措置を行っているところ」。 例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得て第2次措置を講じることとした。「米米」に比べ、設置コストが5～6倍となるより上の指標については、比数の根拠を把握できていないが、水素供給能力が340㎥に拡大した場合の工事費を除く構成機器について、欧州1.3億円の試算例(「水素・燃料電池戦略ロードマップ」(水素・燃料電池戦略協議会 平成26年6月23日))もあり、水素ステーションの仕様の差異等も考慮に入れた多面的な比較が必要。	早期に見直しを実施し、水素ステーション設置を促進していただきたい。		
385	応急仮設住宅の入居期間の延長	【支援】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯111人いる。(H26年調査) 【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で建築基準法第85条第1項に定める期間)であり、「特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第6条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、規制緩和なく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直したい。	災害救助法第4条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 第2条第1項第2号のト 建築基準法第85条	内閣府、国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	災害救助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壊した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く住戸を提供する必要性と安全性の確保を図る必要性があるところであり、一方で、災害時に被災して応急仮設建築物と特定行政の許可を受けて最長2年9ヶ月間で法的な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期間について、最長2年3ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えた場合には、建築基準法上、当該期間内に補強工事を行なうなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築物とするか、又は解体・撤去を行うことが必要である。 また、大規模災害の場合は、被災者の転居先となる災害公営住宅等の公営住宅の運営・管理・賃貸する必要があるが、その用地の確保等の実務問題等のもので困難があるところから、その特例措置として「特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律」第2条第1項第2号のトの規定では1年を超えない期間にて延長をされることが可能となっているのであり、同法は被災者の規模に応じてその規定の可否を判断するものである。	平成24年7月の九州北部豪雨災害により仮設住宅に入居し、今年8月末の入居期限までに退去が困難な被災者のために、入居期限後も継続して住めるよう仮設住宅の基礎改修工事を現在実施しているところである。これは、建築基準法に適合するよう改修を行なうもので、これにより今後も恒久的な住宅として使用できるようになるため、改修後は阿蘇市が「再建支援住宅」として管理することになっている。 しかし、今年8月に退去が困難な被災者のうち、来年3月に完成予定の市営住宅へ入居予定が15世帯あり、さらに1年以内に自家で再建できる世帯も多数見込まれている。 基礎改修工事は市町村の財政負担が伴うが、短期間に延長のため多額の費用を要するものは市町村が負担するが、合理性に欠ける。 また、今回に被災市である阿蘇市に「再建支援住宅」として改修していただくことになったが、今後は基礎改修後の住宅の管理の問題も出てくる。 そこで、特定非常災害で認められており、仮設住宅の1年を超えない期間ごとの延長を、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて適用できるよう制度を見直してほしい旨提案を行なったものである。(仮設住宅としての規模、品質等は、被災の規模にかかわらず同程度である。)		
46	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画についての、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廢止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。	【現状】 二級河川の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針に即して河川整備計画を定めなければならぬこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。 河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の第3項)、公聴会の開催(法16条の第4項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の第5項)、令10条の第1項)を経て、知事が河川管理者としての権限と責任において定めるものであって、その内容が、十分に地域の意向を反映することとに専門的知識に基づ付けられたものであることに鑑みれば、国の同意を必要とする現制度は、単に手続きを迂遠なものとのみならず、県の自己負担を要するものである。県管理河川においては、延長や流域耕種が小さな事業の進捗に応じて適宜変更が必要となる。義務に付随する現状のところ、現在のところ水系あたり3ヶ月程度の審査期間を要しているが、6ヶ月以上の期間を要したものもあり、策定水系数が増えると、事前協議や審査に要する期間が長期化する懸念がある。 【求めめる措置】 県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止することとし、併に国に対して何かの情報提供が必要であるとしても、報告程度に留めるよう制度改正されたい。	河川法第79条第2項1号	国土交通省	愛知県	C 対応不可	一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利利用の公平かつ安定を図ること等を目的として行われるものであり、國が本来果すべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等にあたっては、治水安全管理の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。 なお、応急仮設住宅を設置する都道府県等が、その判断の下に、その供与期間を超えて継続して仮住として被災者に提供しようとする場合は、住宅の基礎等への工事等に係る建築基準法の現行規定に適合させることができれば、国に協議されることなく、存続させることが可能である。	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議については、全国的に頻発する災害に対応するため、県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応ができるよう改善をお願いしたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に次世代自動車の世界最速普及に基づき、速やかに規制を緩和すること。	電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るために、規制緩和を図るべきである。		○ 提案主体や全国知事会の意見を踏まえ、規制緩和の実現に向けた最新の状況や見通しについて、具体的に明示していただきたい。	A 実施	平成25年6月14日閣議決定の規制改革実施計画に基づき、対応中。
385	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度を設けること	救助の程度、方法及び期間については、地方の判断で決定できるようすべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 平成26年8月に発出した「被災者に対する国の支援の在り方にに関する検討会」中間取りまとめにおいて、下記通り災害救助法など法制度面を含めて更なる検討を行う。応急仮設住宅等のあり方を見直すこととしている。この報告に基づき、さらに検討を行つ期において、本要綱の応急仮設住宅の人・居住期間の延長についても検討課題とする。 ○ 全国知事会に対する国民的支援の在り方にに関する検討会 中間取りまとめ(抜粋) ⑧ 今後の検討課題等 ②(2) ①やれに記したとおり、被災者の住まいの確保策については、東日本大震災を受け様々な課題が指摘されており、その中には、応急仮設住宅の位置付けの在り方などをめぐって、根本的な広範な内容のものである。このため、災害救助法等法制度面を含めて更なる検討を行い、応急仮設住宅等の在り方を見直し、個人住宅への円滑な移行に向けて「総合的な支援力」が実施されるようにしていくべきである。 ○ その検討に当たっては、被災者に加え、被災者の住まいの支援に携わっている地元団体、民間事業者などを含め、多くの関係者の意見をもつとて其を傾け、被災者の立場に立ち、全体として災害対応が充実・強化される組織としていくことが重要であることに留意されたい。 ○ 同取扱いのとおりでは、「内閣府(防災)において、関係官庁等と連携しながら、速やかに必要な措置を行っていくことを期する旨記載されているが、検討や対応のスケジュールを明らかにしたい」。 ○ その上で、いかにもゆく災害住宅については、今回の東日本大震災のようなケースについて被災者や関係団体の負担を軽減するためにも、震災期間の特例を柔軟に設けるべきである。また、一定の構造工事等により個々住宅とする条件については、コスト面や被災者の精神的負担等の問題もある。むしろ、震災その後のもの質の向上や昨今の災害対応が大幅に踏まえ、一定の条件の下に入居期間を縮小化することを検討すべきではないか。	C 対応不可	○ 災害救助法に基づく応急仮設住宅は、災害により住家を全壊した被災者に対して当面の仮住まいを提供するものである。その提供期間について、建築基準法の特例として、応急仮設住宅として認定法に存続できる最長2年3ヶ月を期限としているところである。災害公営住宅の提供等による個々住宅への移行については、この種の検討は重要であるが、現実的かつ現段階では困難である。そもそもが応急仮設住宅ではない場合の問題といふべきである。 ○ もともとが既に存在した場合の問題といふと、住宅の基礎工事や内装加工工事等により建設基準法の現行規定に適合させることができれば、国に認認するとなく存続させることが可能となっているところであり、この枠組みを活用してご対応いただきたいと考える。 ○ また、死後行方不明者、負傷者等が多数である。住宅の損壊等が多発である等の「著しく異常に激甚なる非常災害」が発生した場合には、災害救助法に基づき提供される応急仮設住宅の提供期間内では個々住宅の確実な搬入であることが特別指定期限もしくは特例法による被災者の権利保護の保全等を図るために必要である。 ○ それでもまだなかなか搬入の問題といふと、住宅の基礎工事や内装加工工事等により建設基準法の現行規定に適合させることができれば、国に認認するとなく存続させることが可能となっているところであり、この枠組みを活用してご対応いただきたいと考える。 ○ 同様に、行為不審者、負傷者等が多数である。住宅の損壊等が多発である等の「著しく異常に激甚なる非常災害」が発生した場合には、災害救助法に基づき提供される応急仮設住宅の提供期間内では個々住宅の確実な搬入であることが特別指定期限もしくは特例法による被災者の権利保護の保全等を図るために必要である。 ○ なお、被災者に対する国の支援の在り方にに関する検討会の中間取りまとめにおいては、被災者が抱える心配のない被災者のあり方について、「応急仮設住宅を災害救助法から解消し、復旧期の法制度として別途創設すべき」「現金給付し、応急仮設住宅や民間賃貸住宅等を使えるようにすることが適切ではないか」この際、給付額に上限を設け、それを上回る場合は自己負担することを想定するべきなど、「今後、各界合意のうえで、現地の状況に応じて、応急仮設住宅の提供期間についての特例が認められるべきである」という趣旨が記述され、同法に基づく特例の対象を地域の実情に応じて判断ができるところは困難である。 ○ なお、被災者に対する国の支援の在り方にに関する検討会の中間取りまとめにおいては、被災者に対する心配のない被災者のあり方について、「応急仮設住宅を災害救助法から解消し、復旧期の法制度として別途創設すべき」「現金給付し、応急仮設住宅や民間賃貸住宅等を使えるようにすることが適切ではないか」この際、給付額に上限を設け、それを上回る場合は自己負担することを想定するべきなど、「今後、各界合意のうえで、現地の状況に応じて、応急仮設住宅の提供期間についての特例が認められるべきである」という趣旨が記述され、同法に基づく特例の対象を地域の実情に応じて判断ができるところは困難である。
46	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画について、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。	河川整備計画の国土交通大臣の協議・同意を廃止し、報告にすべきである。		○ 都道府県が河川整備基本方針等を策定するにあたっては、河川審議会、公聴会、学識経験者の意見を聴取することとしており、また、都道府県の技術的・実務的・組織的な協調性向上のため、法務省扶助事務の処理基準等として国が最終的に知見や情報を提供することとした上で、協議は残し同意を廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 河川整備基本方針等で定めるべき事項のうち、少なくとも住民の生産・財産に重要な影響を及ぼす事項(治水部分)を除く部分については、同意を不要とするべきではないか。 ○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)において、法定受託事務のマルクマールとして、「広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務」が示され、二級河川の河川整備基本方針等の策定事務が法定受託事務とされた経緯に鑑みて、治水に関する部分は国が管轄する必要はないのではないか。 ○ 治水部分について切り離して扱うことは適切でなく現実的でない。 ○ 治水部分について切り離して扱うことは適切でなく現実的でない。 ○ 治水部分について切り離して扱うことは適切でなく現実的でない。 ○ 治水部分について切り離して扱うことは適切でなく現実的でない。 ○ 治水部分について切り離して扱うことは適切でなく現実的でない。 ○ 治水部分について切り離して扱うことは適切でなく現実的でない。 ○ 治水部分について切り離して扱うことは適切でなく現実的でない。 ○ 治水部分について切り離して扱うことは適切でなく現実的でない。 ○ 治水部分について切り離して扱うことは適切でなく現実的でない。	C 対応不可	二級河川の河川整備基本方針等の策定にあたって国土交通大臣の同意がなければ、全國的なバランスの観点から問題があるのではないか。國民が災害からの命を救い手を貸すことができるようになるために国土交通大臣の同意は必須である。 実際には諸外国の初回の面接の中には、例えば、他の川河川のバランスからみて目標流量が低下する、上下流の水位などを削除すれば済むのか等の街頭危機が集まる。左右岸の防護堤が異なるので避けられない。 また、洪水中にいる災害は地域的・時間的に偏った発生するものであり、地域単位では災害対応等の技術や職員が不足している。このため、法務省扶助事務の処理基準等として国が最終的に知見や情報を提供することとした上で、協議は残し同意を廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。河川は自然物であり、河川毎に状況が異なることから、基準による統治的・一般的な見地及び情報の提供のみではなく、個別・具体的な事務の協調及び監査を通じて実施するべきである。現地の枠組みにこだわらない、日本的な直感が要となる指揮があつたところであり、今後幅広く検討していただきたいと考えているところ。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
329	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し	二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県は河川管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国土交通大臣への同意申請及びそれに要する同意協議を見直し、期間を要することなく地域のニーズに応じた迅速な対応が可能となるよう、報告制度すること。	【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水政策が必要となっている。さらに今後、老朽化対策や地盤変動に対する対応等で河川整備が求められる見込みである。特に地盤変動については、河川の海岸、港湾、道路などが連携して取り扱むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要となつたため、二級河川においては、県が自動的に策定・変更ができるよう見直しを要望するものである。 【支障事例】平成19年度では、一級河川の方針策定において同意申請書を提出し、同意されるまでに約1年4ヶ月を要した。 【懸念の解消策】平成19年度に懸念された国の技術的見や全国的なバランスの確保については、一級河川についてこれまでおおむね手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。	河川法第79条	国土交通省	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県	C 対応不可	一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産に対する危険を防ぐこと等の目的として行われるものであり、國が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等においては、治水安全管理の全国バランスを確保し、國民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。 二級河川の管理者としての県が、河川事業を円滑かつ計画的に実施できるよう、二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への同意協議については、長期間を要することのないよう対応いただきたい。		
860	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の使用手続円滑化のための国の同意の廃止	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の使用手続円滑化のための国の同意の廃止する。	現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、國に協議の同意を得ることが必要とされているところ、許可期間の単純更新など経易な案件は、國の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を行なう場合は、國との手続が必要である。 上記許可に関する國の同意が必要である理由は、地域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を國家的見地から調整し、適正な部分を確保するためとされているが、許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処理する場合であっても統一的な取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体の審査後に、國の同意が必要な場合は協議から同意まで5ヶ月を要したのもあり、更新手続に一定の時間が必要な状況にあることに加え、協議の事務負担がある。 河川法第79条第2項第4号を改めし、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在國の通知により認められている経易な案件だけなく、全ての場合においての同意を廃止する。 地域の実情や水利使用等の取り方も勘案しない、國の基準を遵守して判断することで、効率的な事務処理を進めることができとなり、その結果、処理期間の短縮も可能となる。	河川法第79条第2項第4号	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	河川法第79条第2項第4号の規定に基づく二級河川の特定水利使用の国による同意を要する協議は、広域にわたる水資源の開発とその合理的な利用を図るため、歸結する複雑な利害関係を國家的見地から調整し、過正な処分を確保するため、必要である。 これは、一つの都道府県で完結する二級河川であっても、公共の利益に重大な影響を及ぼす特定水利使用に係る同意については、一定の判断のものと全部で統一された許可がなされるよう國への手続を求められるのであることから、許可一つにつきは応じられない。 国においては、届け出を受付し直ちに対応しているところであるが、適正な処理を確保するため調整の時間がかかる場合もある。 なお、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)において結論が出ており承知している。	特に意見はない。 なお、二級河川の水利権の更新における國の同意に当たっては、個別案件の性質も踏まえながら、できる限り手続が速達化されるよう御協力をお願いしたい。	
360	指定区間に内の一級河川に係る河川現況台帳を譲り受けた事務・維持の移譲	一般河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区間外は国土交通大臣、指定区内は都道府県知事が行なうこととなっているが、河川現況台帳の調製についても同法施行令第2条第1項の規定により、指定区間に内にあっても、国土交通大臣が譲り受けたこととされており、効率的・効果的な河川の維持・管理に支障を来たしている。 このため、指定区間に内における河川現況台帳を譲り受けた事務・維持を都道府県に移譲していただきたい。なる。移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲していただきたい。	【支障事例】 国が調製している河川現況台帳の画面には、主に都道府県が提供したデータに基いた河川占用案書しか記載がない、堤防の状況(矢板等)や番地などの維持管理に必要な情報が記載されていないため、維持管理業務には使用できない台帳となっている。 実際には、住民間の合意があった際には河川現況台帳と宅地図を照らし合わせて使用しており効率的であるほか、点検のデータ集積や修繕更新計算の集積を行なう際には、河川現況台帳とは別の台帳を調製しており、二重の事務となっている。 【懸念の解消策・制度改正による効果】 実際には、管理している者が河川管理台帳を作成することで、より実態にあった台帳となるため、上記台帳が解決し、パトロール等の効率化、効率的・効果的な河川の維持管理につながり、事務量の軽減にもつながる。 河川の台帳は、河川区域等、主要な河川管理施設、河川の使用的の許可等の概要を記載し、水系全体での河川の使用関係を明らかにすることでによる河川行政の適正な執行を目的としており、そもそも指定区間に内であっても都道府県のする情報の中では台帳の調製はできなない。 一方で、国土交通大臣が必要な情報を提供し、都道府県知事が台帳を調製の上、保管のために再度国土交通大臣に提出させる仕組みとすると、制度上極めて煩雑であり、全体の事務負担を増加させることとなるほか、指定区間に内する台帳と、指定区間に外する台帳が分離するため、情報の一貫性の確保にも支障が生じる。	河川法施行令第2条第1項	国土交通省	茨城県	C 対応不可	指定区間に内も含め、一級河川の河川管理者は国土交通大臣であって、河川管理の基礎となる事項を記載している河川現況台帳の調製及び保管について、指定区間に内も含め、当然に國が行なうべき事務として、国土交通大臣が行うこととされている。 河川の台帳は、河川区域等、主要な河川管理施設、河川の使用的の許可等の概要を記載し、水系全体での河川の使用関係を明らかにすることでによる河川行政の適正な執行を目的としており、そもそも指定区間に内であっても都道府県のする情報の中では台帳の調製はできなない。	指定区間に内する台帳と指定区間に外する台帳が一貫性を持つ、効率的な維持管理に資するものとなるよう、国と都道府県の十分な協議や情報提供等に協力されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項59項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
						区分	回答
329	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し	二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定について、県は河川管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国（国土交通大臣）の同意申請とそれに要する内容協議を経て、河川整備計画の国土交通大臣の協議・同意を廃止し、報告にすべきである。			○ 都道府県が河川整備基本方針等を策定するにあたっては、河川審議会、公聴会、学識経験者の意見を聴取することとされており、また、都道府県の技術的水準も向上している。法定受託事務の処理基準等を通じて国が最新の知見や情報を提供することとした上で協議は残し同意を廢止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 河川整備基本方針等で決めるべき事項のうち、少なくとも住民の生命・財産に重要な影響を及ぼす事項（治水部分）を除く部分については、同意を不要とすべきではないか。 ○ 地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）において、法定受託事務のメールマールとして、「広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務」が示され、二級河川の河川整備基本方針等の策定事務が法定受託事務とされた経緯に鑑みると、治水に関わる部分以外は国が関与する必要はないのではないか。 ○ 露水等による災害は地域的・時間的に偏って発生するものであり、地域単位では災害対応等の技術的な支援が求められるが、一方で、治水に対する統一の援助や治水対応の枠組み里親制度等の実績ある所の新規事例等で示されていることから、河川の河川管理の現状を踏まえ、河川の治水、利水、建設の機能は、相互に開拓しており、河川整備基本方針等の策定においては、これらの機能を一括して扱うべきでなく、統合的に計画することは必要であり、治水に関する部分については別個で取り扱うべきである。 ○ 基本的責務として公平かつ安価で水利を図るという観点から、環境は、開拓のための沿岸開拓や公物の良好な生息・生態・繁殖環境、地域の風土・文化の形態など観点から、ともに河川管理に影響を与えるものであるが、河川は自然の生物であり、河川は状況が異なることから、基準によると鉛筆の一般的な見解及び情報の提供のみではなく、個別的な事案の協議及び審査を通じて勘案する必要がある。	C C 対応不可	二級河川の河川整備基本方針等の策定にあたっては国土交通大臣の同意がなければ、全国的なバランス等を勘案して最低限度の安全が確保されないと恐れがある。国がが河川からの水の安全を守りし芋までできるようにするために、国土交通大臣の同意は必要である。 二級河川最初の箇条款の中には、例えば、河川川の上のランクからみて目標流量が低下する、上下流をバランスさせねばならない水辺地帯等が集まる、左岸右岸堤防が異なる等の過度ない事例もある。
860	一の都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新の（軽微な変更を含む。）における国の同意を廃止する。			○ 齊省の見解では、國の同意協議が必要な理由として、二級河川であつて他の地方公共団体に影響を与えるためにされているが、一都道府県で完結する二級河川において、他の地方公共団体に影響を与える具体的な例を明示していくべきだ。 上記事例以外の、他の地方公共団体に影響を及ぼさない二級河川の特定水利使用許可については、該当して國の同意協議を廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 国の関与を最小限とするため、例えば既存協議の範囲を、国が事業における認可等の権限を有する範囲に限ることができると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 （また、特定水利使用のメールマールは何が根拠となっているのか。） ○ 都道府県が水利使用者となり得るので、客観的な判断が困難とのことだが、都道府県が処分権者と申請者の立場を同時に保有するは、他の法制でも見られることはさておき、処理基準を定めるなど都道府県が恣意的な処分ができない制度設計を行えば問題はないと考えるがどうか。 (そもそも特定水利使用に該当しないれば、現行制度においても都道府県が自主的に水利使用の許可を行っているところ。)	C C 対応不可	○ 各県における水需要への対応は、一級河川と二級河川とが混在して階層があるのが実状であり、一つの県内の需要には二級河川と一級河川が連携協力しなければ対応できないことから、一つの二級河川のみ切り離して扱うことは実際不可能である。 一方で、県内で統一して水需要が挙げている二級河川がわかったとしても、お隣の二級河川で水が不足する場合、二級河川や一級河川等、流域や河川を越えて水を導き水があるなどとの対策が必要となる。二級河川の特定期水利使用又は二級河川について国による統一的判断に基づき最適な水利使用の許可がなされるいる現状を踏まえると、他の水利使用に影響を及ぼさない二級河川はそもそも存在せず、二級河川の特定水利使用について引き続いている同意は必ずある。
360	指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の譲渡	一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区間外は国土交通大臣が行うこととなっているが、河川現況台帳の調製について、同法施行令第2条第1項の規定により、指定区間内において、国土交通大臣が調製することとされており、効率的・効果的な河川の維持・管理に資するとしている。 そのため、指定区間内における河川現況台帳の調製する事務・権限は、都道府県に移譲していくべきだ。 なお、移譲に当たっては、事務に係る財源を併せて移譲していただきたい。	提案団体の提案に沿って指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限を譲渡するべきである。		○ 指定区間に「河川現況台帳」については、指定区間外国道（補助国道）の道路台帳と同様、実際に点検や維持管理を行っている都道府県が調製すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 (河川現況台帳の調製事務の移譲に当たっては、台帳に盛り込むべき事項等についての基準を明確化することで統一的な実施が可能。併せて、台帳調製についての国・都道府県間の更なる連携強化が必要。)	C C 対応不可	○ 河川現況台帳は、河川管理の基盤とする事項を網羅し、河川管理に従事する者が事務を行なうために必要な情報とともに詳しく述べておくと共に、河川に関する利害関係者を含む者等が河川使用に関する権利義務を確認するための参考書である。河川に関する権利関係者には、河川の所有者や使用者である都道府県等が該当する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
441	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	充電器の道路占用許可の緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	【現状】 岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所にはすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)に、地域振興施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車場に設置する場合は、道の駅占用の許可が必要ないが、道路施設に設置する場合は道路管理者の許可が必要となり、その際の許可の要件として「無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限るという原則)」が適用されている。 【支障事例の実情】 県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難航している。 【支障事例の実情】 無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分での設置が可能な場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。 【効果】 道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。	道路法第33条第1項 (道路の占用の許可基準)	国土交通省	岐阜県	D 現行規定に より対応可 能	1. 道の駅への充電インフラ整備については、国土交通省としても積極的に推進しているところであり、道の駅における充電インフラは、平成26年6月現在において、全国の道の駅1,030駅中184駅で設置済み、126駅において設置に向けた手続きが進行しているなど、設置が進んでいるところである。 2. 今回、占用許可基準の一つである「道の駅の敷地外に余地がないためやむを得ないものである場合」(無余地性の要件)について課題があるとの指摘があるが、「やむを得ないものである場合」とは、誰かの事情を考慮して他の用地を獲得することが苦しく困難な場合であり、例えば、道の駅への充電インフラ設置のための占用許可にあたっては、その公益性等を踏まえれば、以下のよう解釈が可能であり、現行制度の下でも道の駅の道路区域内に充電インフラを設置することができる。 ・道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラの利用者にとって不便な場所である場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。 ・道路区域外に余地がある場合であっても、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電インフラの設置が困難となる場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。	現行規定の中で利便性・設置費用などを考慮のうえ、柔軟に対応できるとのことであるが、今後、本解釈により全国で統一した運用ができるよう、関係各所への周知等をお願いしたい。	
78	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税法の課税所得割計算方法が採用されていることから、非婚の父に対する場合は、所得割が適用されない。そのため、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高算定され、その結果として収入基準を越えて決定される家賃が高くなる傾向がある。夫婦(夫)控除による格差をなくすため、夫婦(夫)控除を各自治体の判断で選択できるよう規制の緩和を求める。	【制度改正の経緯】 2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったといふことは、「とにかく選択の余地がない事実を理由に不利益を及ぼすことは許されず、個人として尊重し、権利を保障すべきだ」という考え方が確立されきておりとして、非婚子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反するとして判断している。 このことは、婚姻の有無で、寡婦控除の適用が差別されて、その子に不利益を及ぼすことが許されないことを示している。 【支障事例】 これにより、「非婚・既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できる形にもとづく家賃の経減のみであれば、派免規定の適用も考慮されるが、加えて毎月の収入分位により認定される収入超過者となる懸念がある。 【懸念の解消策】 公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚・既婚」による格差をなくすため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。	公営住宅法第16条、第28条 公営住宅法施行令第1条第3号、第8条	国土交通省	松山市	C 対応不可	公営住宅の家賃は、入居者がその収入からみて負担できる金額を入居する公営住宅の立地・規模等の便益に応じて補正し、決定される。 公営住宅法及び所得税法を含め、我が国では法律婚を原則とした法体系となっています。公営住宅法における入居者の収入は、所得税の例に準じて算出しているところ、寡婦控除の規定「非婚の母」又は「非婚の父」の世帯で適用する制度の可否については、同様に所得税法の例に準じている地代税、国民健康保険及び保育所の保育料等、他制度も含め我が国法体系の全体の中で検討していくべきと考える。	法律婚を原則とする中で、所得税法の寡婦控除には婚姻歴が条件として求められていて、非婚で子供を産んだ後に夫の父とは別の男性と婚姻し離婚した母子世帯には適用され、非婚のまま子供を養育する母子世帯には適用されない問題を抱えています。そのなかで、公営住宅法においては、同居承認、承継について事実婚及び婚姻關係を認め、特に居住の安定を図る必要がある場合には、法律婚にかららずとも婚姻關係を認めることができる例もある。 提案の寡婦控除を「婚姻歴のない一人親」に拡大させることについて、平成26年度税制改正大綱では、所得税の寡婦控除のあり方の中で検討を行なわれている。 一方、保育所の保育料では、見直税法により、「婚姻歴のない一人親」について、寡婦控除相当の所得を控除するかどうかについては、各市町村で判断されていている。 こうしたことから、公営住宅法でも「婚姻歴のない一人親」について、実態に即すことが出来るよう、施行令第1条第3号の改正し、各市町村の判断で柔軟な対応が可能となるよう検討をお願いしたい。	
743	公営住宅の明渡し請求権に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められており、「令第9条第1項」収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第9条を「法第二十九条第一項に規定する命令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加すれば低額所得者とは言えなくなつたものの、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者236名(全体の13.16%)が引き継ぎ入居しており、入居待機者は152名に及んでいます。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、住宅の明渡請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者が多い一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、の確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに統一して明渡請求の基準を条例委任することで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	公営住宅法第29条	国土交通省	豊田市	C 対応不可	既存入居者は、高額所得者にかかる基準が313,000円を超えるものであることを前提に入居しており、仮に条例委任で該基準引き下げられた結果、高額所得者となり、明渡請求をされることとなる。居住の安定性を確保するという公営住宅制度の趣旨のから、当該既存入居者にあっては大変厳しい取扱いとなってしまうのを考えられる。 また、高額所得者制度は公営住宅制度の目的達成のために特に法律上規定されたものであるところ、公営住宅法第29条は借地借家法とは別個の明渡請求による要件及び効果を明確に規定した同法の特別規定と解される。 仮に当該収入基準を条例委任し、各事業主体が個別に基準を設けることができるとするなど、もはや明渡請求による要件及び効果が明確に規定されている「こと」であります。借地借家法が適用されなければ、賃借人(公営住宅住民)の居住の安定性を著しく弱めることとなり、民間賃貸住宅の借家契約との均衡の観点からも不平等であると考えられる。	公営住宅に係る入居契約は、公営住宅法等に基づき契約されており、法改正がされたことにより明渡請求を行うことによっても、平成19年法令改正前の高額所得者に係る収入基準引き下げを鑑みれば、居住の安定性を確保するという公営住宅制度の趣旨・目的に反するこはないと考えます。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
441	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	地方道に係る道路の占用許可の基準については条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それ以外の道路の占用許可の基準については提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答では「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行った上である。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 他の団体においても同様の支障が生じているため、電気自動車の充電インフラ整備を推進する観点から、今回の回答で提示された見解及び具体的な適用事例を、各地方公共団体に通知等を発出して周知すべきではない。 ○ 公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所は、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。そのため、入居基準及び家賃決定基準となる所は、高額所得され、その結果と合わせて、公営住宅の家賃の決定基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	D 現行規定により対応可能	提案団体からのご意見のとおり、周知を行う。
78	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所は、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。このため、入居基準及び家賃決定基準となる所は、高額所得され、その結果と合わせて、公営住宅の家賃の決定基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	公営住宅の家賃の決定基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 公営住宅が憲法25条の生存権の保障にかかわる社会保障として位置付けられるのであれば、公営住宅の入居収入基準等は、所得税法の取扱いに合わせるのではなく、社会保障としての判断を行なべきである。社会保障関係では、「母子及び寡婦福祉法」においては、非婚のひとり親も施策対象とされており、保育所の保育料については地方の数量により寡婦(夫)控除のみなし適用を認める取扱が進められていること、公営住宅でも母子世帯・父子世帯が優先入居の対象とされていること等から、公営住宅についても、地域の判断で寡婦(夫)控除のみなし適用を認めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 持家の取得条件や公営住宅の入居希望者の状況等は地域により大きく異なるため、高額所得者の収入基準は条例で定めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	保育所の保育費用については、条例により寡婦(夫)控除のみなし適用及び保育費の減免をすることが可能となつてゐるもの、寡婦(夫)控除のみなし適用の具体的な取扱い「保育費用の算定における対象者」とはなさないが、公営住宅法第23条の入居審査条件の「収入」条件ではなく、そもそもの「入居収入要件」や事業主体による明確請求の、保育所の保育費用における適用と公営住宅法における「収入」要件の適用を同例に挙げることはできない。なお、公営住宅法第16条第4項により、事業主体の裁量による例外で公営住宅の家賃を個別に減免することは可能である。 また、公営住宅法における入居者の「収入」は、所得税法の例に準じて算出しているところ、寡婦(夫)控除の規定で「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度改正の可否については、所得税全体の諸課税のあり方を議論する中で、併せて検討していくべきものと考える。
743	公営住宅の明渡し請求による収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められており(令第9条第1項)、収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 持家の取得条件や公営住宅の入居希望者の状況等は地域の実情を踏まえて条例で定めることとされており、入居収入基準を相当程度超えるものとして定められる高額所得者の収入基準も同様とした方が、割度として合理的である。 (なお、借地借家法の特例は、法律に対する特例である以上法律上規定すべきである。現行の公営住宅法では、入居収入基準を「相当程度超えるものでなければならぬ」と要件等を法定しているため、条例により基準を定めても借地借家法の特例として問題はない。)	C 対応不可	明渡請求は入居者の権利を強く制約することとなることから、公営住宅法による法明渡請求を講ずることができる場合を専法は規定しているところ(同法第29条、第32条及び第38条の場合のほか)、「高額所得者は、法定明渡請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があるのではないか、その基準は国として全国一律に定めるべきものである。 また、現在の高額所得者要件は「ほぼ全國どこであっても自力で住宅を購入することができる年収となる基準(月収)」といふところ、これは、仮に高額所得者に申し立てられると移転先を事業主体が制約する結果とならないよう、高額所得者の自由意思で移転先を事業主体が選択する結果となることによるものである。したがって、高額所得者要件は今後も国として一律に定めておく必要がある。 以上から、高額所得者要件を事業主体が条例で定めることができることとする改正を行うことは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
822	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援事業、ホームレスの自立支援のための事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	【現行】 公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話を等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続が必要である。 【改正内容・効果】 対象事業に老人福祉事業等の規定第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続が事後報告となり、事務手続が簡便化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 また、「高齢者自立支援拠点づくり事業」「高齢者自立支援ひろば」についても対象となるよう制限を緩和すること。 【同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(健骨指導、栄養指導等)、コミュニケーション機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持つて高齢者の支援を行っている。 同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のプラン的な位置づけであると考えられる。	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	国土交通省、厚生労働省 兵庫県、京都府、大阪府、鹿島県	C 対応不可	公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な整理に率い支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに平成18年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認を得たものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。 公営住宅制度の目的は「住宅に困窮する低額所得者に対する利用の仕組みとなる社会福祉事業等については、省令で「グループホーム事業」として「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるには実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は「住宅に困窮する低額所得者」(法第1条)である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的の親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。 一方で、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」については、上記のように当該公営住宅を「住宅」として利用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うべきである。	「小規模多機能型居宅介護事業」における「ショートステイ」は、利用者に、数日間、入居してもらい日常生活を送れるようサービスを提供するものであり、公営住宅を「住宅」として使用する事である。		
217	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用地上に供する簡単な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	【提案の背景】 全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。 上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置する場合が多くなっている。 ところが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を要する場合がある。これは、建物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより国民の生命・財産等を保護することを目的としており、建築確認により備蓄の建築物の開設規則への適合性を査定し、建築物の安全性を担保している。 ただし、防火・準防火地域外において建築物を増築・改築・移転する場合で、その床面積の合計が10平方メートルの場合には、建築確認を要しない。 これは、国民の生命等の保護に直結する建築物の安全性能等については、原則として全ての建築物について、建築確認によりその安全性等を担保する必要があるものの、建築確認・検査により既存の建物がされている既存の建築物に小規模の増築等をする場合においては、既存の建築物と大きな異なる建築物となることは通常想定されず、また、違反が発生する可能性も相対的に低いため、地震・火災等による重大な被害が発生するおそれは比較的小さいことから、建築主の負担等を考慮し、防火地域・準防火地域内においては、建築確認の要件を要しないものである。 そのため、新築する場合については、消防署での申請で建築確認を受けることなく、建築物が建設されるか予測できます。周囲への影響の程度や地盤・火災等による重大な被害が発生する可能性が想定されたため、建築確認を不要とすることは困難である。 また、建築物の密集し、火災の脅威が非常に高い市街地である防火地域・準防火地域については、違反が発生した場合に市街地大火等の重大な被害が発生するおそれがあるため、建築主の負担等を考慮し、防火地域・準防火地域内においては、建築確認により特に建築物の安全性等を担保する必要があり、建築確認を不要とすることは困難である。 なお、下示する「防災倉庫に対する支障事例」については、10m程度の小さな建築物に対する支障は既存の規準は課せられていないため、建築主の建築確認の申請にかかる負担は、他の建築物の場合と比べ少なく、確認手数料についても、地方公共団体の判断による減免が可能である。	建築基準法第6条	国土交通省 全国市長会	C 対応不可	建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより国民の生命・財産等を保護することを目的としており、建築確認により備蓄の建築物の開設規則への適合性を査定し、建築物の安全性を担保している。 ただし、防火・準防火地域外において建築物を増築・改築・移転する場合で、その床面積の合計が10平方メートルの場合には、建築確認を要しない。 これは、国民の生命等の保護に直結する建築物の安全性能等については、原則として全ての建築物について、建築確認によりその安全性等を担保する必要があるものの、建築確認・検査により既存の建物がされている既存の建築物に小規模の増築等をする場合においては、既存の建築物と大きな異なる建築物となることは通常想定されず、また、違反が発生する可能性も相対的に低いため、地震・火災等による重大な被害が発生するおそれは比較的小さいことから、建築主の負担等を考慮し、防火地域・準防火地域内においては、建築確認の要件を要しないものである。 そのため、新築する場合については、消防署での申請で建築確認を受けることなく、建築物が建設されるか予測できます。周囲への影響の程度や地盤・火災等による重大な被害が発生する可能性が想定されたため、建築確認を不要とすることは困難である。 また、建築物の密集し、火災の脅威が非常に高い市街地である防火地域・準防火地域については、違反が発生した場合に市街地大火等の重大な被害が発生するおそれがあるため、建築主の負担等を考慮し、防火地域・準防火地域内においては、建築確認により特に建築物の安全性等を担保する必要があり、建築確認を不要とすることは困難である。 なお、下示する「防災倉庫に対する支障事例」については、10m程度の小さな建築物に対する支障は既存の規準は課せられていないため、建築主の建築確認の申請にかかる負担は、他の建築物の場合と比べ少なく、確認手数料についても、地方公共団体の判断による減免が可能である。	提案している小規模な防災倉庫については、そもそも建築物として扱っていない自治体もあるようである。 建築物として扱うか否かについての判断が自治体や特定行政庁によって異なる現状は、混乱を招くことになるため、防災倉庫のようないわゆる「建物」については、「建築基準法」の建築物として扱わなくてよいのであれば、その旨通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。		
218	用途地域等内の建築物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたいたい。	【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するために、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。 しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。 【支障事例】 ところが、現行法においては、地方公共団体が第一種低層居住専用地域へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(→具体的な状況は別紙のとおり) 【解消策】 地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたいたい。 そのうえ、 なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政が建築確認を受ける必須があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案合せての実現を求める。	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4 建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の1 建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の2 建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の3	国土交通省 全国市長会	D 現行規定により対応可能	一般的に、自治会、町内会が設置する防災備蓄庫、消防団の消防器具の格納庫などは、災害時に地域住民のために必要な備蓄品等を保管するものであることから、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の1「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当すると判断されているところ。 この見解については全国の特定行政庁及び民間の指定確認検査機関等で構成される日本建築行政会議(JOBA)が編集した「建築確認のための基準則団体規定の適用事例」においても示されているところである。	設置主体が地方公共団体の場合でも、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の1「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当するものであると解釈してよろしく。	解釈してよい場合であっても、特定行政の許可が必要となっている現状に鑑み、その旨を通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		
			意見	意見		区分	回答	
822	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 公営住宅の居住要件については、既対象の「認知症対応グループホーム」でも平成18年からショートステイ・デイサービスが認められている。このため、同様に認知症高齢者を多く対象とした、ショートステイ・デイサービスを行う「小規模多機能型居宅介護事業」も目的外使用の大臣承認の特例を認めるべきだが、この場合何が具体的な判断基準あるのか。 (このような取組は、高齢化する公営住宅の機能を高め、貴省が推進するスマート・ウェルネス事業にも貢献するのではないか。)	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対する低廉な家賃で住宅を賃貸することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ。これは、これらの事業により支援を受ける者は、実際には該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。		
217	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	—	【全国市長会】 提案している小規模な防災倉庫については、そもそも建築物として扱っていない自治体もあるようである。 建築物として扱うか否かについての判断が自治体や特定行政庁によって異なっている現状は、混乱を招くことになるため、防災倉庫のような小規模なものについては、「建築基準法」の建築物として扱わなくてよいのであれば、その旨が周知されるなど周知徹底を図っていただきたい。	○ 人が中に入ってる作業をすることが想定されない小規模な倉庫は、特定行政庁の判断で、通常、建築基準法上の「建築物」として取り扱わないことが一般的である旨の回答があつたが、「建築物」として取り扱うか否かの具体的な判断基準と適用事例について、通知等で明確化すべきではないか。	D 現行規定により対応可能	○ 提案の小規模な備蓄(防災)倉庫(物置)のうち、外から荷物の出し入れを行い、人が内部に立ち入らないものについて、建築物に該当しない旨の技術的助言を発出することを検討する。	
218	用途地域等内の建築物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第40条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。	—	【全国市長会】 設置主体が地方公共団体の場合でも、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支所又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当するものであると解釈してよろしいか。	○ 地方公共団体が設置する防災倉庫についても、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支所又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当すると解釈できるのであれば、その旨を通知等で明確化すべきではないか。その際、規定上どの部分に該当するかを示されたい。	D 現行規定により対応可能	地方公共団体が設置する防災倉庫について、第一種低層住居専用地域の指定の目的等を踏まえ、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支所又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当する旨の技術的助言を発出することについて検討する。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
515	都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、當業者に複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲（現行の都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲を希望する政令市等の長への移譲を含む）	【支障事例】建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により當業者が複数の都道府県に跨るか否かで国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、都道府県知事の審査権限についても、同法第27条の26第1項・第2項に定められ、都道府県に跨るか否かで国土交通大臣の権限が区分される。都道府県に跨るか否かで国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲するには、都道府県に跨るか否かで国土交通大臣と都道府県知事が許可をした大臣又は知事とされているが、当該申請書類等の提出は第一号許可申請事務にされ同法第44条の5）、知事を経由することとされている（同法第44条の4）。したがって、例えば神奈川県内に本店がある大臣許可業者が建設業の取扱いを許可した場合を経由して、開港場地方整備局（埼玉県）に提出しなければならず、その分処理期間が長くなっている。同様に、権限を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、建設業の取扱いを許可するための申請書類等を提出する場合、必ず権限を経由して、開港場地方整備局（埼玉県）に提出しなければならず、その分処理期間が長くなっている。	建設業法第3条等	国土交通省	神奈川県	C 対応不可	現行の建設業法では、二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合は、国土交通大臣が許可・監督等を行うこととされている。また、報告・検査・監督等については、最終的には許可の取扱いに至らざるのもあり、許可権限に付随して行われるものであるところから、その実効性が確保されるよう、原則として都司と同一の主体が行うこととしている。これに対して、複数の都道府県に営業所を設け、広域的な事業を展開する場合、開港場地方整備局（埼玉県）に提出しなければならない。開港場地方整備局に提出することによって、営業活動の公的性の確保と同時にいたる煩雜な審査活動を保障しているとともに、効率的・機動的な監視を実現している。	提案者は主に許可期間の短縮による県民サービスの向上に主眼を置いて提案したのである。	各都道府県において統一性のある処分がなされず公平性を欠くことなど、行政効率上の非効率を招くとの指摘については、現在も処分等について他都道府県と情報交換を行なっており、都道府県間で複雑な調整をすりこなすことが本件に限ったことではないものと考える。
516	都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業の事務の内、當業者に複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲（現行の都道府県知事に移譲（現行の都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲を希望する政令市等の長への移譲を含む））	【支障事例】宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設ける場合に国土交通大臣の免許を受けるなければならない。国土交通大臣の免許の申請は、本店所在地の都道府県を経由して、所管の地方整備局（埼玉県）に提出することとなっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が長くなっている。	宅地建物取引業法第7条等	国土交通省	神奈川県	C 対応不可	現行の宅地建物取引業法では、二以上の都道府県の区域内に事務所を設ける場合は、国土交通大臣が許可・監督等を行うこととされている。また、報告・検査・監督等についても統一性のある処分がなされず公平性を欠くことなど、行政効率上の非効率を招くとの指摘については、現在も処分等について他都道府県と情報交換を行なっており、都道府県間で複雑な調整をすりこなすことが本件に限ったことではないものと考える。	各都道府県において統一性のある処分がなされず公平性を欠くことなど、行政効率上の非効率を招くとの指摘については、現在も処分等について他都道府県と情報交換を行なっており、都道府県間で複雑な調整をすりこなすことが本件に限ったことではないものと考える。	
95	地方バス路線の運行補助要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における「1日当たりの輸送量」の下限を、都道府県の判断によって緩和できるようにすることを求める。	【支障事例】現行の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」においては、補助対象基準で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が著しい過疎地域等では、輸送量が15人に達せず、岡山県においても、補助対象系統は、平成20年度の36系統から、平成25年度は22系統大幅に減少し、また、平均乗車密度が6人未満となり、補助対象額が減額される場合が多くなっている。これらの地域間幹線系統は中山間地域等の住民にとって、高校への通学、地域の基本幹線への通院、買い物等の生活の足として不可欠であり、維持していく必要があります。	「制度の改正案」こうした状況を踏まえ、都道府県が特別な支援が必要と考える条件等で指定する過疎地域等（例：岡山県中山間地域の振興に関する基本条例における中山間地域においては、都道府県の判断で、国の定める範囲内（輸送量12～15人）で、補助対象基準を緩和できるようにすることを提案するものである。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第6条1項1号別表4	国土交通省	岡山県	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う。地域間幹線系統の徹底のため、都道府県の取り組みに係る法令遵守の徹底のため、東北地方整備局のみならず国土交通省からも、人民を派遣し、監督等を都道府県に実施した。既に、免許権限とそれに付随する監督権限を都道府県に譲渡した場合、このような集中的な監督等の業務を適切に行なうことを図ることによって、営業活動の公平性の確保と並行に営業活動に対する円滑な事業活動を保護しているとともに、効率的・機動的な監視を実現している。	今後の重点化にあたっては、都道府県が特別な支援が必要と考へる地域等について、十分な支援が行える制度としていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	各府省からの第2次回答
			意見	意見			回答
515	當業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、當業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	<p>【全国市長会】</p> <p>広域的に事業を展開する業者について、統一的に免許・監督等に関する事務を行うことに対して懸念があることから、市への移譲については、慎重に検討すべきである。</p>	<p>○ NPO法や医療法等においては、複数都道府県の区域にまたがる業者に対する許認可等の権限について、都道府県間の連携体制を構築した上で國から地方公共団体への移譲が進められている。</p> <p>建設業法及び宅地建物取引業法においても、主たる當業所(事務所)のある都道府県に許可権限等を移譲した上で、他の都道府県が既に有している報告・検査等の権限も活用し、都道府県間の連携体制を構築すべきであるが、この場合にかかる具体的な支障はあるか。 現在でも約98.1%が都道府県許可であり、平成16年までには都道府県が大臣許可業者の営業所調査を行っていこうと考えれば、全く問題はないのではないか。</p>	C 対応不可	<p>①手挙げ方式による権限の移譲について 移譲を希望しない都道府県においても監督事務の増加及び監督体制の強化が必要となる等、問題がある。</p> <p>②法律との整合性について そもそもNPO法や医療法については、手挙げ方式による移譲ではない。また、例えば医療法については国から大臣許可業者の監督権限等を移譲した場合、全国をカバーする統一的な指導命令系統が存在するなど、建設業及び宅地建物取引業法ではそれが不正行為や競争争が多発しているという業態であり、十分な監督体制を必要とするところから、他法において権限移譲が進められていることを根拠として、移譲が可とされるものではない。</p> <p>③運営体制について 国土交通大臣が監督権限を有すれば、統一的な指導命令系統の下、迅速かつ適切な処分を行うことができるが、都道府県が監督権限を有する場合は、各都道府県間の連携体制が存在するため、競争争が多発する可能性がある。また、業者としては複数の都道府県に同時に対応する必要があるが、これが発生するため、行政及び業者側にとっての事務コストが増加する。</p> <p>④事務負担について 業者数では、如果許可業者者が大臣許可業者を上回っているが、事業所数や営業所数等の規模を考慮すると、都道府県が監督権限を有する場合よりも運営負担が大きいと考えられる。</p> <p>⑤局地的における事例について 第一次答弁において示した、「局地的に発生するる事案に際し、広域的に活動する事業者に対して権限的効率的な監督等を行ために、届け出の監督等の権限を有することなどが必ず不可欠であるとした上で、これをもとにした連携体制を構築する」として、監督権限を有する場合と監督権限を有しない場合との比較を述べてある。監督権限を有する場合と監督権限を有しない場合との比較を述べてある。監督権限を有する場合と監督権限を有しない場合との比較を述べてある。</p> <p>⑥局地的における事例について 第一次答弁において示した、「局地的に発生するる事案に際し、広域的に活動する事業者に対して権限的効率的な監督等を行ために、届け出の監督等の権限を有することなどが必ず不可欠であるとした上で、これをもとにした連携体制を構築する」として、監督権限を有する場合と監督権限を有しない場合との比較を述べてある。監督権限を有する場合と監督権限を有しない場合との比較を述べてある。</p>	
516	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲（現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む）	<p>【全国市長会】</p> <p>広域的に事業を展開する業者について、統一的に免許・監督等に関する事務を行うことに対して懸念があることから、市への移譲については慎重に検討すべきである。</p>	<p>○ NPO法や医療法等においては、複数都道府県の区域にまたがる業者に対する許認可等の権限について、都道府県間の連携体制を構築した上で國から地方公共団体への移譲が進められている。</p> <p>建設業法及び宅地建物取引業法においても、主たる當業所(事務所)のある都道府県に許可権限等を移譲した上で、他の都道府県が既に有している報告・検査等の権限も活用し、都道府県間の連携体制を構築すべきであるが、この場合にかかる具体的な支障はあるか。 現在でも約98.1%が都道府県許可であり、平成16年までには都道府県が大臣許可業者の営業所調査を行っていこうと考えれば、全く問題はないのではないか。</p>	C 対応不可	<p>①手挙げ方式による権限の移譲について 移譲を希望しない都道府県においても監督事務の増加及び監督体制の強化が必要となる等、問題がある。</p> <p>②法律との整合性について そもそもNPO法や医療法については、手挙げ方式による移譲ではない。また、例えば医療法については国から大臣許可業者の監督権限等を移譲した場合、全国をカバーする統一的な指導命令系統が存在するなど、建設業及び宅地建物取引業法ではそれが不正行為や競争争が多発しているという業態であり、十分な監督体制を必要とするところから、他法において権限移譲が進められていることを根拠として、移譲が可とされるものではない。</p> <p>③運営体制について 国土交通大臣が監督権限を有すれば、統一的な指導命令系統の下、迅速かつ適切な処分を行うことができるが、都道府県が監督権限を有する場合は、各都道府県間の連携体制が存在するため、競争争が多発する可能性がある。また、業者としては複数の都道府県に同時に対応する必要があるが、これが発生するため、行政及び業者側にとっての事務コストが増加する。</p> <p>④事務負担について 業者数では、如果許可業者者が大臣許可業者を上回っているが、事業所数や営業所数等の規模を考慮すると、都道府県が監督権限を有する場合よりも運営負担が大きいと考えられる。</p> <p>⑤局地的における事例について 第一次答弁において示した、「局地的に発生するる事案に際し、広域的に活動する事業者に対して権限的効率的な監督等を行ために、届け出の監督等の権限を有することなどが必ず不可欠であるとした上で、これをもとにした連携体制を構築する」として、監督権限を有する場合と監督権限を有しない場合との比較を述べてある。監督権限を有する場合と監督権限を有しない場合との比較を述べてある。</p> <p>⑥局地的における事例について 第一次答弁において示した、「局地的に発生するる事案に際し、広域的に活動する事業者に対して権限的効率的な監督等を行ために、届け出の監督等の権限を有することなどが必ず不可欠であるとした上で、これをもとにした連携体制を構築する」として、監督権限を有する場合と監督権限を有しない場合との比較を述べてある。</p>	
95	地方バス路線の運行費補助要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における「1日当たりの輸送量」の下限を、都道府県の判断によって緩和できることを求める。	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
172	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持改善費補助金について、地方の実情に合わせたく、バス補助制度などによる要件の緩和など制度を見直す。	【制度改正の必要性】バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行基準や経営効率などの指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地域のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。 特に中山間地における交通弱者にとってバスは基礎となる交通手段であることを中山間地における補助対象の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。 【支障事例】広域行政圏中心市へ繋がり複数都市とまたがって運行する生活の必要な路線でありますから、人口の少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低いとの補助要件を満たすことができず、バスの存続が難しくなっている。採択要件である平均乗車率は1人以上では、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線のみとなる。(運行赤字のみで拡大される)。 【求める要件緩和の内容】補助対象路線の1日当たり輸送量：15～150人にについて、中山間地域は「15人以上」の要件を1人未満(本県における平均的な平均乗車密度=3人程度であるため、最低運行回数(1回を乗算)まで引き下げる。 補助対象経費の対象：平均乗車密度5人で運行赤字全額について、5人未満は人頭数分して算出とされているものを中山間地域は「5人」の要件を3人まで引き下げる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4及び別表5	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。	現行制度は、全国一律の基準を満たすことが優先され、補助対象路線であっても無駄のない、効率的なバス路線の運営が行われているとは言えず、真に地方が必要とする地域交通が確保されるべきである。 改正地域交通活性化再生法による地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組への支援には期待するものの、再構築には時間を見ることが予想される。 当面は、補助対象要件について、全国一律ではなく、都部と地方部に差を設けることで地方の実情に合わせた仕組みとなるよう制度設計を行うべき。	
336	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フイーダー系統であれば、市内全区域を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象とすることでできないこととされている。地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下要綱)1つ、別表6、口、①・②が、仮に民間バス路線等の廃止等により地域間幹線系統が無くなったら、補助額算定期の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フイーダー系統の維持がさらに困難になれる。 地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、交通空白地域等における公共交通の確保維持のため、地域内フイーダー系統については維持していくなければならない。この場合において、交通不便地域(口)を対象人口として定めるのは不合理ではないかと考えた。地域間幹線系統が廃線となる場合につきても、地域間幹線バス(鉄軌道路線等)に接続する地域内フイーダー系統(口)を対象人口を範囲補助上限額の算出に用いることとする。 補助対象人口の考え方を見直していただきたい。 現況、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公共交通は、幸いにも地域間幹線系統に接続する地域内フイーダー系統であるため、対象人口は市内全域56,089人(平成22年実施の自動調査時人口)であるが、令和もし地域間幹線系統が市内に無くなったら、運輸局長指定交通不便地域のみが対象人口となる。この場合の想定される対象人口は14,190人である。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6、口	国土交通省	山武市	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に国庫補助上限額を見直すことは不適当である。			
343	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や強力的な運用	地域公共交通確保改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な適用が可能なよう、地域内フイーダー系統補助の扶助対象条件及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や強力的な運用を図ること。	【地域内フイーダー系統補助】 平成23年度に創設された「地域内フイーダー系統補助」において補助対象とされるフイーダー系統は、輸送量が15人～150人／日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6口①)となっているが、本県の西讃地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができる状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実状に合わせ柔軟に運用できるようにしていただきたい。 そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの実現により住民の利便性の向上に資するバス路線の一層の充実が図れる。 【利用環境改善促進等事業】 公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICOCAの共通化を図るためにも本州側で利用いただけるが、補助対象となるのは、Suicaシステムのみで導入されるものであり、ICOCAはまだ導入されておらず利用できていない。また、導入済みのICOCAカードの普及促進や利用環境の整備について制度を利用できない状況にある。(要綱別表6口②)そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分をICカードシステム導入その他の「バスだけではなく、鉄軌道などを加え、地域の実情に合った要綱としていただきたい。 そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものと考える。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6口①、別表21	国土交通省	香川県	D 現行規定により対応可能	【地域内フイーダー系統補助】 接続する地域間幹線バス系統がないような交通不便地域においては、鉄道等の地域間交通ネットワークと接続するフイーダー系統も補助対象としている。(要綱別表6口②) 要綱別表6口②については、対象地域が「交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域」という条件があるなど、柔軟なバス路線設定がしにくいのが実情である。 本県としては、要綱別表6口①において、「幹線として、バスだけではなく、鉄軌道などを加え、地域の実情に合った要綱としていただきたい。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
172	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直す。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。
336	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フーダー系統であれば、仮に今後、地域間幹線系統が複数になった場合であっても、補助対象人口と補助上限額の算定に使えるよう制度を見直していただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答で納得いただいたものと考えている。
343-1	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や彈力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能となるよう、地域内フーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弹力的な運用を図ること。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行ふべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	要綱別表6口②により、幹線的な交通を補完する観点から、地方運輸局長等が指定する交通不便地域における鉄道等の地域間交通ネットワークと接続するフーダー系統も補助対象とし、地域の実情に合った柔軟な対応を図っている。 具体的な地域における交通不便地域の指定については、まずは地方運輸局へご相談いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
343-2	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や彈力的な運用	<p>【地域内公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や彈力的な運用】</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業における補助要件について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能なよう、地域内フーダー系統補助の補助要件緩和及び地域内公共交通確保維持改善事業の補助要件について、緩和や彈力的な運用を図ること。</p> <p>【地内内フーダー系統補助】 平成23年度に創設された「地域内フーダー系統補助」において補助対象とされるフーダー系統は、輸送量が15人～150人／日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6口①)となっているが、本県の西諸地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象である「バス路線の部分」(鉄道を含め)等、地域の実情に合わせ柔軟に運用できるようにしていただきたい。</p> <p>そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実による住民の利便性の向上に資するバス路線の一層の充実が図れる。</p> <p>【利用環境改善促進等補助】 公共交通の利用環境改善の面では、Suisaをはじめとした全国10交連系ICカードの導入が多くの地方自治体やバスに普及している。一方で、ICカードの普及率が低い自治体がある。ICカードの共通化を図るために本制度の活用を図ることが、県内の地方自治体やバスに普及していないICカードとの間では、相互利用ができない状況である。ICカードの共通化を図るために本制度の活用を図ることが、県内の地方自治体やバスに普及していないICカードとの間では、相互利用ができない状況である。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充について制度の利用できなければ況に至る。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他システム等の高度化(共通化)」に要する経費その他…(要綱別表21(鉄道))により、補助対象としているところ。 引き続き、この制度を活用して支援して参りたい。</p> <p>そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものと考える。</p>		国土交通省	香川県	D 現行規定により対応可能	<p>【利用環境改善促進等補助】 鉄道事業者におけるICカードシステムの導入は、利用者利便の向上に資するものと考えている。このため、「地域公共交通確保維持改善事業(利用環境の改善)」により、鉄道事業者が実施するICカードシステムの導入に対して支援を行っている。 初めてICカードの導入が行われた場合、片利用料についても、「ICカードシステム導入その他システム等の高度化(要綱別表21(鉄道))により、補助対象としているところ。 引き続き、この制度を活用して支援して参りたい。</p>			
435	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	<p>【提案概要】 平成14年2月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止されたことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域等においては、交通事業者による採算を見込めないことを理由とした路線バスの減便・撤退が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況である。</p> <p>一方で国の補助制度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱においては、人口が少なく採算を取るのが難しい過疎地域の広域的・幹線的路線バスについて、要件を満たすことができず補助対象かとなっている。本市でも、過疎地自家用車の実施例があり、また新たな取り組みに向けた検討も行っており、NPOなどの主体による持続的な実施が困難な場合も多く、路線バスの維持の社会的使命は依然として非常に大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活性化のためにも、国レベルにより細やかな施策を展開するなどが必要不可欠である。</p> <p>そこで、補助要件「計画運行回数3回以上」と「1日あたりの輸送量15～150人」については、昨今、全国的に過疎化ないし過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふまえ、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下限の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直しを求める。</p> <p>【支障事例】 別紙のとおり</p>		国土交通省	神戸市	C 対応不可	<p>【地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の二、六】</p> <p>交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行なう方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。</p>		<p>地域公共交通活性化・再生法の改正による、新たな補助制度や具体的な手続きの進め方などが示されていない。</p>	
842-1	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費補助金】 ・輸送量要件15人／日以上を10人／日以上に緩和する。 ・【地域内フーダー系統確保維持費補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や奥深い山間町での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえて、基準(高齢化率最高50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 ・【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5年への減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。</p> <p>【地域の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人／日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人／日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。】 山間部が点在している市町では、複数のフーダー系統(バスの停留所、鉄道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることができる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フーダー系統補助金の要件では、接続されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入時)には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)</p>		国土交通省	愛媛県	C 対応不可	<p>【地域間幹線系統確保維持費補助金】 交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行なう方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することや国庫補助上限額を見直すことは不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。</p>		<p>平成23年度の国庫補助制度の抜本的な見直しにより、当該補助金は「公共交通手段の危機に瀕している地域等において地域の特性・実情に最適な移動手段を提供する」ことを目的としており、補助対象とされる事業計画の策定における点では、地域の関係者による協議会での議論や住民意見も踏まえることとなっていることからも、事業計画に掲載した系統は、地域が確保維持を真に必要としている系統である。</p> <p>また、輸送量要件については、平成13年度制度改正時に、「15～150人」になったものと認識しているが、以降10年以上が経過し、「第10回提案募集検討専門部会 参考資料1 P1」にも記載のとおり、愛媛県の人口は、「全国より20年早く減少に転じ」、高齢化も、「全国より早く」進行するなど、地域公共交通を取り巻く社会的要因は変化(深刻化)しているにもかかわらず、要件については見直されておらず、結果、地域が必要としながらも、既存の危機に直面している複数の系統が維持できない状況となっている。</p> <p>さらに、「第10回提案募集検討専門部会 参考資料1 P3」で示されている地方負担に加え、これまで事業者が運行していた系統の再構・廃止等により、市町が自家用有償旅客運送や車両補助により代替交通を確保していることが多く、地方の負担が大きくなっているのが実情である。</p> <p>については、社会的要因や地域の実情を踏まえた補助要件とすることで、地域が真に必要としている系統を維持できる制度としていただきたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
343-2	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や彈力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の事情に応じた柔軟な活用が可能なよう、地元担当フリーダイヤルの導入の補助対象路線及び利用促進及普及促進事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
435	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における補助要件「計画運行回数3回以上」とび「1日あたりの輸送量15～150人」について、下限の3回及び15人を撤廃するよう提案する。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難である。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。
842-1	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保費補助金】 ・輸送量要件「15人/日以上を10人/日以上に緩和する」 ・【地内フリーダイヤルの導入の補助】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の事情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引き上げる。 【車両派遣償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5年年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難である。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
842-2	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定期による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。</p> <p>・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引きげる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5年年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。</p>	<p>本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。</p> <p>山間部が点在している市町では、複数のフーダー系統(バスの停留所、鉄道駅など)を通じて乗り継ぎすることができる系统)の役割を担う路線があるが現行の地域内フーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。</p> <p>車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新購入時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は5年間に分割されたものとなっている。</p> <p>(詳細は別紙のとおり)</p>	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	<p>【地域内フーダー系統確保維持費国庫補助金】 交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することや国庫補助上限額を見直すことは不適当である。</p>	<p>「見直しが不適当」な理由として、「地域が真に必要としている」とあるが、平成23年度からの国補助制度により、当該補助金は「生活交通の存続が危機に瀕している地域等において地域の特性、実情に最も適切な手段を提供することを目的としており、補助要件がされるる事業計画の策定にあたっては、地域の関係者による協議会での議論や住民意見も踏まえることとなっていることからも、事業計画に掲載した系統は、地域が確保又は維持を真に必要としている系統である。</p> <p>また、山村振興法が地域が補助要件となっているが、昭和40年代以降見直しがされなく、指定地域よりもさらに高齢化が進行している地域の系統が補助対象となっていたものの実情である。</p> <p>ついては、現在の地域の実情を反映した補助要件とすることで、地域が真に必要としている系統を維持できる制度としていただきたい。</p> <p>また、補助上限額の設定期については、路線の対象地域の人口に基に市町ごとに算定されたものであることから、各地域の運行形態等、地域の実情を踏まえたものとしていただきたい。</p>		
842-3	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。</p> <p>【地域内フーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定期による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。</p> <p>・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引きげる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5年年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。</p>	<p>本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。</p> <p>山間部が点在している市町では、複数のフーダー系統(バスの停留所、鉄道駅など)を通じて乗り継ぎることができる系統)の役割を担う路線があるが現行の地域内フーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。</p> <p>車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新購入時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は5年間に分割されたものとなっている。</p> <p>(詳細は別紙のとおり)</p>	国土交通省	愛媛県	D 現行規定により対応可能	<p>【車両減価償却費等国庫補助金】 車両購入費補助については、今年度より「公有民営」方式による支援制度を導入しており、これにより、事業者の初期投資にかかる負担の軽減を図っているところ。</p>	<p>地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく貸与することには、地方自治法上の制約(地方自治法第237条)がある。また、実際の車両購入に際し、各事業者においては、車体や色、デザイン、仕様(車内機器を含む)等について、車両管理上の観点から購入先メーカーを同一とし、部品交換やメンテナンスにおける効率化や費用削減を図っているのが一般的であるが、一方で、地方公共団体(県及び市町)が車両を購入するとなると、車両購入業者、價格において公平性を保つ必要があり、事業者のニーズと合わないこともあります。これらを踏まえると、公有民営方式ではなく、事業者が直接、車両を購入する購入時一括補助方式としていただきたい。</p>		
879	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	<p>バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助)の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正を行う。</p>	<p>広島都市圏においては、多くの路線バスが郊外から都心へ直通路線となっていることから、都心では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継地点を設けて、都心側を運行する基幹バスと郊外側を運行するフーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。</p> <p>検討に当たっては、地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助)(複数市町村にまたがることや1日当たりの輸送量が15人以上と見込まれることなどを要件とする国庫補助)を受けていた路線も対象としているが、分割によりフーダー系統に分離し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。</p> <p>この結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうしたことに対する懸念が想定される。</p> <p>一方、国においては、本年5月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法に基づく交通計画を自治体が策定した場合は、道路運送法上の特例を受けることができるなど、路線等の再編を実現しやすくなる制度が導入されました。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編等によりバス活性化を図るため、同法に基づく交通計画を策定した場合は、その計画期間内において、地域間幹線系統補助についても、再編前に同様に補助対象として取り扱うこと、また、再編により既存系統の一部を地域内フーダー系統に移行する場合は、新たに進行を開始するものの補助要件を満たさなくなるが、補助対象として取り扱うことなどの補助要件の緩和が必要である。</p>	国土交通省	広島市	C 対応不可	<p>交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。</p>	<p>本市の提案は、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画等を策定したうえで、当該計画に基づき円滑にバス路線を再編するため、再編により補助対象基準を満たさなくなった路線について、特例的に再編前と同様に補助対象として取り扱うことなどの格別の措置を求めていているものである。</p> <p>このため、一律に補助対象基準の緩和を求めているものではなく、国土交通省の見解として示されている補助制度の重点化と方向を同じくするものと考えている。</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		
			意見	意見		区分	回答	
842-2	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 【市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引き下げる。 〔車両滅徴税却費等国庫補助金〕 ・車両購入費補助について、現行の5~7年の減徴税却費補助から、從前の購入時一括補助とする。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。</p>	C 対応不可	<p>現行の取扱いにおいて、法律に基づく過疎地域等以外にも、地方運輸局長等が指定する交通不便地域も対象とするなど、地域の実情にした対応を行っている。 また、国庫補助上限額については、限られた予算の中、全国各地の様々な取組みに対して効果的・効率的に支援を行うため、対象地域の人口とう、地域の実情を踏んで表す指標に基づき設定しているものである。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。</p>		
842-3	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 【市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引き下げる。 〔車両滅徴税却費等国庫補助金〕 ・車両購入費補助について、現行の5~7年の減徴税却費補助から、從前の購入時一括補助とする。</p>	<p>車両購入費補助について、所管(府)省からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。</p>	D 現行規定により対応可能	<p>当初回答したとおり、車両購入費補助については、今年度より「公有民営」方式による支援制度を導入しており、これにより、事業者の初期投資にかかる負担の軽減を図っているところ。</p>	
879	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助))の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正を行う。	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。</p>	C 対応不可	<p>当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては不適であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、地域公共交通活性化再生法に基づいて策定される地域公共交通再編実施計画に基づき実施される多様な事業に対して輸送量要件の緩和等の措置を適用すべく、現在検討を進めているところである。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
177	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかる事務の都道府県への移譲	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができるところによる問題観光者の旅行の容易化等の促進による問題観光の振興に関する法律について、以下の点を修正する。 第4条、外客妨害促進計画への適用を除くを第4条第11条、第22条と法律で定めるではなく、各都道府県条例で定める。ウ、第13条の2、第21条不要(各都道府県条例による)。	【制度改正の必要性】数年、埠港への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士は存在せず、無効で県内観光活性化や、ボランティアガイドに対応している状況。このことが、本県の特色あるトロピカルリゾートとしての位置づけを損なう。全国的にも、通訳案内士不足、またコスト高が必要で、無資格者も通訳案内業務を行っていることが常態化しているとも聞く。現在、鳥取県を対象とした地域限定通訳案内士制度は存在しない。地域限定通訳案内士制度は、過去に複数の自治体で実施されましたが、試験実施の事業量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相次いでいる。現在、通訳案内士からのアドバイスによると、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内士の不足の一要因。	外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 第4条、第11条～24条	国土交通省(観光庁)	鳥取県、徳島県	E 提案の実現に向けて対応を検討	現行の通訳案内士制度においては、通訳案内士が国の魅力を適切かつ正確に外国人に伝え、国の印象形成に大きな役割を果たすことと、日本の文化や習慣等に不慣れな外国人を保護する必要があること等、良質なガイドサービスの提供を確保する観点から国が関与しているものである。 地域限定通訳案内士についても、通訳ガイド制度の特例として、都道府県事務による各自の試験の実施を認めると当たつて、通訳ガイドの育成及び確保に対して全般的な責任を負っている国が、制度全体を管理・運営する観点から、都道府県知事により定められる「外客来訪促進計画」への同意という形で賛同し、制度の統一・貫徹を担保しているものである。	構造改革特別区域制度において、地方公共団体の研修の終了のみで通訳ガイドの資格を付与する特例制度が遅々と指せされることを望むとともに、本提案の実現についても引き続き検討されたい。	
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表第11マイナーバーを活用できる事務が掲載されているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号別表第一に記載されている法律と同様の手続きとなるものがあることから、それらの事務の対象となるよう、別表一の掲載を求め。(参考)「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で利活用することも含めに盛りつつあるが、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類を提出不能となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保険等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明などを添付書類を要求している事務がある。例えは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いと同様の添付書類の不一致混じることは住民の混乱を招いたため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第19条第7項	内閣官房、国土交通省	九州地方知事会		「番号法の施行後3年を目途として検討」とご回答を頂きましたが、施行後3年は平成30年10月が目途となると理解しています。一方で、内閣官房の想定スケジュールでは、住民の添付書類削減を実現する情報提供ネットワークを使用した個人情報の提供は、平成29年1月より国機関間の連携から開始し、平成29年7月を目途に地方公共団体等との連携についても開始するとされています。 本提案は、根拠法は違うものの、現在、同様に行われている手続が、番号法施行後に扱いが異なってしまうこと、申請者の混乱が予想されることを未然に防ぎたいとの考え方です。情報提供ネットワークの地方公共団体等との連携開始時点(29年7月)において、手続の違いが生じないよう検討をいただきたいです。 今回、このような事務の一つとして、特定優良賃貸住宅に関する事務があります。特定優良賃貸住宅は、現在マイナンバーの利用範囲に含まれている公営住宅と同じ社会保険分野に含まれると考えています。必要なとなる資料も同じであることを考慮すれば、一般の事務マイナンバーの利用が可能であり、一方でマイナーバー制度の場合は、住民票の混乱を招くことにつながり、「国民の利便性向上」に掲げるマイナーバー制度の目的に反するのではないかとも考えます。これを踏まえ、ぜひ特定優良賃貸住宅に関する事務を番号法へ適用する手続を検討いただけます。(参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は中堅所得者層を対象とすることから、同時に特定事務は、社会保険制度、税制及び災害対策に関する分野に該当するか必ずしも明確ではないとされていますが、既に番号法別表に記載のある「高等教育学校等就学生支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務は、対象者の所得の上限が特定優良賃貸住宅の所得の上限と重複していることから、番号法にい社会保険制度は、中堅所得者層を対象とする事務を排除する趣旨ではないと考えております。		
828	国土形成計画法に基づく広域地方計画への移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県を超える広域行政組織への移譲を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調査されたものではなく、必ずしも地方の側によって地域ニーズを十分に反映できるものとなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るために取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地場住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができる。一方で、他の府県内に意見調査され、地域の実情を踏まえ広域地方計画の策定が可能である。 地方分権の観点から、府県を超える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調査等を積極的に行って、主導的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線に立った地域ニーズを反映した地域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土交通省	兵庫県	C 対応不可	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確立や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画である広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合へ移譲するは適切でない。 なお、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ他の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされている。広域地方計画協議会は、必要なところの意見を踏まえて、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係ある各団体等に意見を述べてもらうこととしている。 また、平成22年1月1日より国知事会にてとりまとめられた「国の出生機関の原則廃止」に向けて、広域地方計画に係る事務・権限が、地方移管する事務とされていたが、その後実施された事務・権限分け(自己仕分け)において、「C 国に残すもの」と整理し、同年12月26日に閣議決定された「アグロ・プラン」の出生機関の原則廃止に向けて~において、事務・権限の整理を進める対象とはされなかつたところであり、政府として整理済みで、その後の状況変化は認められない。	社会的インフラ整備はもとより、社会構造、産業、文化、医療、福祉、自然環境など、ブロックの実情や地域の状況を熟知し、府県間調整が可能な広域連合が策定すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項59項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	各府省からの第2次回答
			意見	意見			回答
177	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかる事務の都道府県への移譲	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができる。そのため、「外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光客の振興に関する法律」について、以下の点を修正する。 第4条、外客安健促進計画の位置づけに関する事項 第11条、第2章、本法律で定めるものではなく、各都道府県の条例で定めるもの。 ウ 第13条～第21条 不要（各都道府県条例による）。	地域限定通訳案内士に係る欠格事由、試験、試験の方法及び内容、試験事務の実行、指定試験機関の役員の選任及び解任、指定試験機関の事業計画等、指定試験機関の監督命令、指定試験機関の報告及び立入検査、並びに試験の細則等については、施設する。条例への委任を許容する、又は条例による補正を許容するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 現在検討中の通訳案内士に関する特例制度においては、国土交通省の実質的な審査事項は、自治体が適正に研修ができるかの1点のみとなるということ。 ○ 既に総合特区等においては、研修のみで外国人への有償ガイドが可能であるが、今後、どういった懸念が解消されれば、特例制度の全国展開が可能と考えているか。	A 実施	今般の構造改革特別区域法に基づく特例通訳案内士制度創設は、地域限定通訳案内士制度を発展的に見直したものであり、地方公共団体が独自に企画・実施する研修により、その資質を担保することとし、国際観光振興に熱心に取り組む地域が機動的かつ柔軟に対応できるよう措置するものである。 鳥取県・島根県からの要望については、今般の特例通訳案内士制度の導入により、その内容が実現が可能になるものと考えている。 なお、今般の特例内容を一般制度化するにあたっては、特例通訳案内士が及ぼす効果・影響や通訳案内士制度に係る社会的要請等を踏まえつつ、通訳案内士制度全体のあり方にについて総合的に検討を行った上で見直しを図っていく必要がある。
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律 第9条第1項第1項第1項イ「マイナンバー」を活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、そちらに該当する事務が対象となるよう、別表への記載を要する。 「特定優良賃貸住宅の供給に関する法律」(国交省)に係る事務等	法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏泄や目的外利用などの危険性を十分に検討した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。	【全国市長会】 国民が混乱することのないように、類似の事務へ拡大するなど、検討状況等の情報を公開しながら、利用範囲の拡大について検討を行うこと。	○ 番号法施行後3年となる平成30年度を目途として番号法の利用範囲拡大を検討すると法律で規定されている一方、ヒアリングではその検討の前倒しもあり得ることであった。今回提案のあった特定優良賃貸住宅に係る事務を別表に位置づけることについて早期実現の方向で、法改正の手法や時期も含めて検討いただきたい。	A 実施	マイナンバーの利用範囲については、個人情報の漏えい等に関する国民の懸念もあることから、まずは、社会保障分野、税分野などに利用範囲を限り、マイナンバーの利用範囲は法律で厳密に規定し、それ以外の事務においては特例個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を緩和していることである。この事務が社会保障分野、税分野などに該当するのかについては、それぞれの事務を担当する府省が判断するべきである。例えば、現行の番号法においても、高等学校等学資金の支給に関する法律による学資金の支給に関する事務が規定されているなど、(仮)意味での社会保険制度に関する事務が規定されているなど、(仮)意味での社会保険制度に関する分野であっても、マイナンバーを利用できることは想定していることである。 一方、社会保険制度、税制及び災害対策に関する分野には該当する事務であっても、すべての事務が別表第一に規定されているわけではなく、どのような番号法番号法に追加するかについて、①全ての地方公共団体において該事務でマイナンバーを利用すること、及び番号法第22条により情報提供の義務があつた時は当該事務に応じる事務が生じること、②そのため、例えば地方公共団体によっては申請を複数行う方が多い場合があること、③複数の事務でマイナンバーを利用及び情報提供を行う方が多い場合は、複数のシステム、整備等を行わなければならなくなること、等を踏まえ、複数の事務を所轄する各府省庁の意見や、地方公共団体のニーズを踏まえた上で、マイナンバー利用の要否について別に検討を行ふ必要があると考えます。 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」による特定優良賃貸住宅は、中堅所得者等の居住の場に供する居住環境が良好な賃貸住宅(同法第1条)ですが、既に番号法別表に記載のある「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務等、その対象者の所得上限額は特定優良賃貸住宅の入居者との所得上限額を上回っており、番号法に「社会保険制度」番号法第3条第2項は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」における中堅所得者層の所得に応じて支給されるべき所得上限額を算出するため、特定優良賃貸住宅に関する法律についても番号法上の社会保険制度に該当する事務について番号法別表に追加されることになります。(ただし、どこまでの事務を追加することかは今後検討させて頂きます。)
828	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの措置として、広域地方計画協議会への参画を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限移譲に向けた検討に当たっては、関係市町村の意見にも十分に配慮する必要がある。		C 対応不可	・国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策を含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画である。こうした全国的な視点に立てば行かなければならない施策・事業(例えば、国際空港・港湾、高速鉄道、高速道路などの交通施設の配置、全国的な観点からのエネルギー施設の配置等)の実施に関する計画は、国の責務を全うするため、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 ・広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事業の一部等について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画であり、国の責務として策定・推進すべき広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。 ・また、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるとため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされている。この広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるとときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有するものを加えることができるとしている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
60	国土形成計画法に基づく広域地方計画の東北権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求める。また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえていたが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側によって地域ニーズを十分に反映できるしくみになっていない。関西広域連合であれば、既に防災・観光・文化振興・産業振興、環境・環境保全などの広域事業や関西全体の利害調整を図るために取組を推進していることなどから、成府県・政令市と連携しながら計画策定を進めることで意見調整され、地域の実情を踏まえた広域的な計画策定が可能である。	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土交通省	関西広域連合	C 対応不可	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域の運営を図るためのものであり、国土形成計画法のねらいの一つである「分権型の計画づくり」に合致しており、地方分権を推進する観点から、広域連合こそが広域地方計画の策定主体としてふさわしい。	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域の運営を図るためのものであり、国土形成計画法のねらいの一つである「分権型の計画づくり」に合致しており、地方分権を推進する観点から、広域連合こそが広域地方計画の策定主体としてふさわしい。	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域の運営を図るためのものであり、国土形成計画法のねらいの一つである「分権型の計画づくり」に合致しており、地方分権を推進する観点から、広域連合こそが広域地方計画の策定主体としてふさわしい。
112	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計画に定める事項から削除すべきである。	都市の排水処理については公共下水道、農業集落排水、浄化槽、湧水排水、半用河川などの手があり、都市計画に位置付けているのは下水道法で位置付けられる下水道だけであり、都市内の排水処理の全てを都市計画では網羅していない。	都市計画法施行令第6条第1項第6号、 都市計画運用指針C-C-1.(1)	国土交通省	仙台市	D 現行規定により対応可能	下水道に関する都市計画に定める事項のうち、排水区域については、定めるよう努めるものとされており、また、主要な管渠については、運用指針において定めることは望むべきとされているのみである。これから、都市計画に定める下水道の位置及び区域について、当該都市計画の内容、地域の実情等を踏まえて排水区域及び主要な管渠を定めずして都市計画を定めることは可能。	下水道に関する都市計画に定める事項のうち、排水区域については、定めるよう努めるものとされており、また、主要な管渠については、運用指針において定めることは望むべきとされているのみである。これから、都市計画に定める下水道の位置及び区域について、当該都市計画の内容、地域の実情等を踏まえて排水区域及び主要な管渠を定めずして都市計画を定めることは可能。	下水道に関する都市計画に定める事項のうち、排水区域については、定めるよう努めるものとされており、また、主要な管渠については、運用指針において定めることは望むべきとされているのみである。これから、都市計画に定める下水道の位置及び区域について、当該都市計画の内容、地域の実情等を踏まえて排水区域及び主要な管渠を定めずして都市計画を定めることは可能。
113	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計画事業から下水道を削除すべきである。	現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当初の都市計画の観点が希薄となっており、都市計画の議論の余地がないものがほとんどであり、都市計画道路や都市公園のように都市計画事業として整備を行わなければならない事項とは異なり、下水道事業は下水道法で整備計画が但保されていることから、都市計画事業認可取得手続き自体が事務的な負担となっている。	都市計画法第59条第1項	国土交通省	仙台市	D 現行規定により対応可能	都市計画事業を実施する場合は、都道府県知事の認可又は国土交通大臣の認可若しくは承認を受けて行う必要があるが、都市計画決定されたすべての都市施設について都市計画事業として実施することを義務付けるものではなく、都市計画事業の手続にようすに整備することは可能。	都市計画事業を実施する場合は、都道府県知事の認可又は国土交通大臣の認可若しくは承認を受けて行う必要があるが、都市計画決定されたすべての都市施設について都市計画事業として実施することを義務付けるものではなく、都市計画事業の手続にようすに整備することは可能。	都市計画事業を実施する場合は、都道府県知事の認可又は国土交通大臣の認可若しくは承認を受けて行う必要があるが、都市計画決定されたすべての都市施設について都市計画事業として実施することを義務付けるものではなく、都市計画事業の手続にようすに整備することは可能。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
60	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの面での措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限移譲に向けた検討に当たっては、関係市町村の意見にも十分に配慮する必要がある。		C 対応不可	・国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外における施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画である。こうした全国的な視点に沿って行わなければならない施策・事業(例えば、国際空港・港湾、高速鉄道・高速道路などの交通施設の配置、全国的な観点からのエネルギー施設の配置等)の実施に関する計画は、国の責務を全うするため、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 ・広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部等について、処理することが認められているものあり、全国的な視点からの総合的な計画であり、国の責務として、一括して、広域地方計画の策定等の計画と交通大臣から、国土交通省に移譲するとは適切でない。 ・広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させたため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされている。この広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとしている。
112	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計画に定める事項から削除すべきである。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
113	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計画事業から下水道を削除すべきである。	下水道事業は都市計画事業の適用除外とするべきである。ただし、下水道法の整備計画の策定にあたり、都市計画との整合性が担保されるよう制度設計を行るべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事務負担を軽減する観点から事実関係について提案団体との間で十分確認を行つべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な申請事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可されない状況」となっている。 市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市において、広大な敷地を有し、建築密度を維持するための規制が設けられている当該土地・既存建築物が、企業の受け入れとして有効活用され、地域産業の活性化・雇用の確保につながっていくことを望ましいと考える。 これらの既存建築物の未活用は空き家や廃墟の増加につながり、周辺環境において、法に基づく許可を受けた建築された後、一定期間遅れて利用された土地等を活用する開発行為で、周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるものの要件追加。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可されない状況となっている。 市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市において、広大な敷地を有し、建築密度を維持するための規制が設けられている当該土地・既存建築物が、企業の受け入れとして有効活用され、地域産業の活性化・雇用の確保につながっていくことを望ましいと考える。 これらの既存建築物の未活用は空き家や廃墟の増加につながり、周辺環境において、法に基づく許可を受けた建築された後、一定期間遅れて利用された土地等を活用する開発行為で、周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるものの要件追加。 【現行規定期制に対する理由】 都市計画法第34条10項については、「一定概ね1ha以上等」の広いを持つたない特定期の土地・建築物を対象に都市計画を定めることの困難であること、同法第14号については、「開発審査会を設置するには都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができないこと」から現行制度での対応が困難である。	[都市計画法]・第34条第1項第1号～14号 [開発許可制度運用方針]・Ⅲ-13	国土交通省	高岡市	D 現行規定により対応可能	都市計画法第34条においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものを類型化して定めているところ。現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	・ご指摘のとおり、現行制度においても、都道府県が開発審査会の議を経ることによって、都市計画法第34条第1号から第13号に該当しない市街化調整区域の開発行為を許可することが可能である。しかしながら、開発審査会の設置単位は都道府県及び指定都市等であり、土地利用の実際の当事者である市とは異なる。このため、都道府県と市の協議、連絡調整や審査会等に時間を要し、工場立地等に係る事案の場合、市の総合的なまちづくりの視点からのスピード感を持った判断がつきにくくなっている状況である。
344	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されている。 合併した自治体が持つ公共施設においては施設会等の維持を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域に多くの公共施設が建築されている。 しかし、公共施設においては開発行為を不要として建築した施設が数多く存在し、市街化調整区域内で直さざる施設においては多くの制限があるが有効利用が困難な状況であるため、公共施設跡地の有効利用に関して制限等の緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】 本市は平成18年2月27日に旧合志町と旧西合志町が市町村合併し誕生したが、合併前にそれぞれで整備した庁舎、文化施設、体育施設等、多様な用途の開設を行っている自治体が多く、また、本市においては、市街化調整区域に多くの公共施設が建築されている。 しかし、現在、本年度積の約4割を占める市街化調整区域内に立地する公共施設について、都市計画法第34条の規定により開発が制限されることがあります。現在の要件では、民間事業者による買収などを行う際に支障があり多くの土地代の遊休財産となることが想定される。 【都市計画法第34条の改正】 「ただし、普通地盤上に公共団体が相当期間保有し適切に維持管理された公共施設等の跡地利用については、地域の振興と活性化に寄与し周辺の市街化を促進しない行為である場合にあってはこの限りではない。」	都市計画法 第34条	国土交通省	合志市	D 現行規定により対応可能	都市計画法第34条においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものを類型化して定めているところ。現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県が条例で定めることによって、又は、同条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	・以上の点から、これらの事業会社等に開示するよりも、今後、地方がコンパクトなまちづくりを進めながらも、必要な企業立地を行っていく上で対応したより柔軟な開発許可の制度運用を可能とする基準が全国的なものとして法令上担保されることと、地域の実情に応じたまちづくりをスピード感を持って進めることに資すると考える。 よって、法定基準の緩和、あるいは現行規定の対応により円滑に進むよう、開発許可制度運用指針での例示化について、検討いただきたい。
345	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されていることから、地方自治体による創造的なまちづくりに支障を来している。 そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和を行ふことにより、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の場の創出による、地域経済の活性化を図りたい。	【制度改正の必要性】 本市は、政令市である熊本市に隣接しており、都市計画法上の熊本都市計画区域内に位置している。 市域の約9割は市街化が抑制されている市街化調整区域であることから、市南部の熊本市に隣接する約1割の市街化区域に人口が集中し、地域バランスを大きく形成する。また、人口については、年々増加している傾向であるが、個人市民税の税率増加により、一部地域に集中した人口増加に対応するため、道路、上下水道、学校、保育所等のインフラ整備に必要な財源の確保が緊急の課題となっている。 そのため、本市では、企業誘致、6次産業化の促進、産学官連携推進等、新たな雇用創出による市財政強化への様々な取り組みを行っている。 しかし、本市の市街化区域においては余剰地が殆ど無く、約9割を占める、周辺地域における市街化を促進する懸念がなく、市町村長と都道府県知事が協議のうえ認めたものについて市街化調整区域内の開発を認めるものとする。	都市計画法 第34条	国土交通省	合志市	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県が条例で定めることによって、又は、同条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域において、法に基づく許可を受けて建築された後、一定期間適正に利用された土地等を活用する開発行為で、工場等の用に供する用途で周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるものの要件追加。」		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	かつて開発許可を受けた土地の用途変更であっても、変更後の用途によっては新たなインフラ負担を発生させたり、周辺区域の市街化を促進せしむるおそれがあることから、個別に確認する必要があるため改めて開発許可を受けることとしている。 事務処理市町村にあっては、いわゆる提案基準等の独自の基準を策定することが可能であり、当該基準において既存宅地の用途変更について特に位置することも可能であることから、県と調整の上運用された。 調整に時間と要する点については、都市計画運用指針において「開発審査会の開催については、定期会のみではなく必要に応じて随時開催する等できる限り彈力的に運用することが望ましい」と規定する等迅速化に努めるよう適宜指導を行っていく。 なお、開発許可制度運用指針は地方自治法に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって当該指針は示した原則的な考え方によらない独自の運用を否定するものではないので、個別の案件については、運用において十分に検討されたい。
344	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来ない開発行為は制限されている。 合併した自治体が持つ公共施設においては統廃合等の検討を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域にも多くの公共施設が建築されいる。 しかし、公共施設においては開発許可不要として建築された施設が数多く存在し、市街化調整区域内で見直された施設においては多くの制限があり有効利用が困難な状況であるため、公共施設跡地の有効利用に関して制限等の緩和をお願いしたい。		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
345	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来ない開発行為は制限されていることから、地方自治体による創造的なまちづくりに支障を未だしている。 そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和を行うことにより、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の場の創出による、地域経済の活性化を図りたい。		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
709	市街化調整区域における開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号令の規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められないが、障害者総合支援法第77条に基づき、市町村が任事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められない。日中一時支援サービスなど、利用できる事業者が不足しており、障害者が住み慣れた環境で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらいための障害者の特性に応じた適切な施設を実現するため、もともと、市街化調整区画内においても当該事業に係る施設の建築を行いやすく、日中一時支援などのサービスができるようになっていた。	都市計画法第34条第1号、同法施行令第21条	国土交通省	安城市	D 現行規定により対応可能	都市計画法第34条第1号においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的に良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応などを目的とした開発行為が認められる。各個別法に基づき一定の公益性を付与されている公益公共施設を類型化して定めているところ。 現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行なうことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。		
714	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情」により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じてゐるなどの市町村の場合は、その市町村の土地利用構造に基づき市街化を図るべき区域とするなど考えられる。	【町都市計画の経緯】 現在、町都市計画マスタープランに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現にあたっては区画区分規制で困難となっていいる。例として、S52年の掲げた金移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共交通を整備し、地区をを中心市街地促進エリアとして環境整備促進していくが、市街化調整区域により円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、3町村構成で、区域区分変更是単独市町ではできず、また区域区分の方は、都市計画法第7条に規定して都計画運用指針に示されているが、市街化区域変更是確固たる整備の担保性、さらに、全体人口フレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくりの自由度は極めて低いものとなっていいる。	都市計画法第7条 都市計画運用指針 IV-2-1-B	国土交通省	聖籠町	D 現行規定により対応可能	区域区分を定める場合、運用指針における考え方を基本としつつ、地域の特殊事情等を踏まえ、法令の範囲内においてこれによらない方法で定めることは可能。	地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方方が基本とされることは、認証の有無の意義は大きいものであることから、運用指針の中で、特殊事情等も踏まえることでも可能であることについて、何らかの明記を求めるものである。	
180	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	【支障】社会资本の整備は、地域のニーズを踏まえ迅速な推進を図る必要がある。しかしながら、都道府県が起業者である事業については、土地収用法第7条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることもあり、迅速な対応ができるない。県によっては、約3年間に1回程度の事前相談を行い、必要性を理解してもらった例や、そもそも土地収用の必要性を理解してもらえて、事業そのものの進捗が図れていよい例もある。	土地収用法第17条	国土交通省	佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県	C 対応不可	土地収用法に規定する事業認定に関する処分は、申請された事業者が土地等を収用又は使用するに値する公益性を有しているかを判断し、当該処分により強制的に土地等の権利を取得する途を開くものである。 この判断にあたっては、得られる利益と失われる利益を総合的に比較評価することを要し、得られる利益が失われる利益を上回る場合に当該事業が公益性を有すると判断されが、比較する上であたっては、これらのようなく異なる要素を比較することから、客観的機械的数値的にのみ處理することは困難であり、最終的には主観的な判断要素を含むことが避けられない。	「事業を行う起業者は別の行政庁において中立的に判断する必要があるとの回答であるが、提案するに当たっては、可能な限り事業認定の所管部局、所管課課においては、事業部局又は事業課以外が所管することを想定しているところである。	
			【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の実状に精通した地方自治体においても可能であることから、都道府県が起業者である事業については、都道府県へ権限移譲することにより、迅速な判断を可能とし、コストを削減しつゝ、社会資本整備の事業効果を早期に出現することができる。 【基金の解消策】国が起業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定を行っていることから、都道府県が起業者である事業の事業認定を都道府県が行なうことは許容されるものと考える。また、公平性は、事業整備以外の職員が事業認定の事業を行うこと(参考:改正後の行政不服審査法の審理要領)や、土地収用法第34条のに基づく審議会を活用することなどにより担保できる。					現に、国土交通省を含む国事業については、原則、国土交通省が事業認定を行なっていると認識しており、これまで同様の事業を都道府県が行なうときに客観性や公平中立性が確保されないとするには矛盾がある。	また、事業認定の客観性や公平中立性を確保するために、国事業の場合と同様に土地収用法第25条の第2項に、同法第34条の第71項に基づく審議会や他の合意制の機関の設置が規定されており、万一、認定前の事業認定に客観性や公平中立性が確保されていない恐れがある場合には、二重に審査する仕組みが確保されている他、行政不服審査法に基づく異議申立てや行政事件訴訟法に基づく取消訴訟等司法的救済手段も確保されている。	
								なお、社会资本整備重点計画においては、「自立的で個性豊かな」地域社会の形成が掲げられ、創造工夫を生かした社会资本の整備が奨励されていることから、地方の事業については地方が地方の実情に沿った公益性や必要性を審査することにより、当該計画に掲げる地域社会の形成の更なる推進が期待される。	いずれにしても、全国一律に行なう必要のある社会资本整備は從来どおり国の「責任」と「権限」の最も事業実施されることに異論はないが、地域の社会资本整備については、地域と密着した地方公共団体に「責任」とともに「権限」も交付されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
709	市街化調整区域における開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
714	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じているなどの市町村の場合、その市町村の土地利用構造に基づき市街化を図るべき区域」とするなど考えられる。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方を基本とされることが、記述の有無の意義は大きいものであるとかから、運用指針の中で、特殊事情も踏まえることでも可能であることにについて、何らかの明記を求めるものである。		D 現行規定により対応可能	まず、都市計画運用指針は地方自治法に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって本指針で示した原則的な考え方によらない独自の運用を必ずしも否定するものではない。 その上で、御指摘の支障事例に関して、都市計画運用指針においては、「役場、旧役場周辺の既市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域」については、「20ha以上を目途として既市の市街化区域を設定することができる」としており、また、「人口フレームを基本とする」といつづけた「都市計画区域のうち、農林業その他土地利用規制等により市街化することが想定されない土地の区域以外の区域にある土地について、都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来的見通し等を総合的に勘案して、都市的・土地利用への転換の適否を明かにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことと考えられる」としている。個別のケースの検討においては当該記載を含む指針の内容を勘案しながら適切に運用されたい。
180	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	土地収用法は、憲法第29条第1項によって不可侵とされている財産権に対して制限を行い、同条第3項の規定である「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひること」を可能とする最も基本的な法律であって、権利者の意向にかかわらず、強制的(土地等の権利を取得する途を開く)事業認定の判断にあたつては、権利者保護に万全を期すべきであり、これは、憲法第31条及び第13条の精神からも求められるところである。また、事業の公益性等の判断に係る国民の関心も非常に高く、たびたび事業認定の処分に係る地元住民による反対運動、不服申立て及び取消訴訟等が提起されてきたところである。 以上の憲法上の要請等に応えるため、事業認定の判断にあたつては、たとえ審議会等の合議制の機関の意見を聴いた上で判断したとしても、原則として事業を行う起業者とは別の行政庁において公平中立に判断する必要があることから、現行規定においても市町村が起業者である事業については都道府県知事が、都道府県が起業者である事業については国が、それぞれ事業認定を行うこととされている。なお、国が起業者である事業については国が事業認定を行うこととしているところ、これは國の外に適切な者がいることから、例外的に許容されているものであり、この例外的な手続きを根拠として、都道府県が起業者である事業の事業認定権限を当該都道府県自身に付与することは妥当ではない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
279	電気自動車用充電器の位置付けの付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。	【制度改正の必要性等】 都市公園等については電気自動車用充電器の需要が大きく見込まれるところであるが、電気自動車用充電器は都市公園法上の公園施設として位置付けられていないため、公園管理者が公園施設として設置することができない。 将来、電気自動車の使用者となる住民の多くが既に都市公園を利用しており、都市公園は住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時間には約30分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や飲食施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車用充電器の需要が期待できる。 都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。	都市公園法施行令第5条	国土交通省	埼玉県	D 現行規定により対応可能	都市公園に設けることのできる公園施設は、都市公園の専用を全うするために都市公園法令に規定されたもの（都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条）。そのうち便益施設には駐車場が位置付けられており、公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である。	都市公園法令に規定されたもの（都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条）では、駐車場は記載されていない。そのため、貴省が示された公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である旨の見解を本県を含む地方公共団体に十分に周知されていない。 「電気自動車用充電器を都市公園法令に明記する」若しくは本件に係る見解を地方公共団体あてに改めて通知するなど、都市公園内における電気自動車用充電器の位置付けを明確にする措置を講じていただきたい。	
384	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引による土地売買等届出（事後届出）の届出期限を、現行の2週間以内に緩和することを求める。	【支障事例】 土地売買等届出（事後届出）の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期間内届出率は73.9%（H24）と低く、無届取引件数は4,400件（H24）に及ぶ。熊本県においても、期限内届出率は71.1%（H24）と低く、無届取引件数は73件（H24）に及び、無届取引件数の76.5%（H23～H25熊本県平均）は遅延届出（期限外に自動的に提出するもの）であり、遅延届出の割合（同平均）は契約日から3週間に提出されている。 このことから遅延届出者は、制度を認識していないものの期限内に提出できなければ多いことや、競争等遠隔地にいる者には負担であることが推察され、その要因として届出期限不足が考えられる。 また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、「無届取引に関する事務処理基準を定め」ており、違反者に対して指導を行っている。さらに、遅延届出は法上認められており、現況把握や検査の実態が反映されないほか、届出者にとって森林取得時との届出免除（森林法第10条の7の2）が適用されない。 【制度改正の必要性】 上記実態を踏まえれば、届出期限を3週間に緩和することで、遅延取引の約1割（熊本県を基にした試算、H24全国無届取引件数：4,400件×0.765×0.1=336件）が期限内届出となることになり、遅延取引にかかる都道府県、市町村の違反指導事務（市町村合計2h程度）や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。	国土利用計画法第23条第1項 昭和54年12月24日付け54号国土第401号「土地利用調整課長通達「無届取引等の事務処理について」」の別添「無届取引等事務処理基準」	国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	国土利用計画法の事後届出制においては、 ① 土地取引の特徴に関する措置として、取引の動機となった土地の利用目的について審査・勧告を行うことができるとしており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときには、速やかに是正を求める必要があること。 ② 高度の土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地盤対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があること。 等から、契約締結後だけ速やかに届出をしてもらうことが必要であり、契約締結後2週間以内に届出しなければならないものとなる。 また、届出者にあって森林取得時との届出免除（森林法第10条の7の2）が適用されないところである。 また、熊本県より発表されている平成23～25年の熊本県における届出状況（参考1及び参考2）によれば、3年間における期限内（2週間以内）の届出件数が541件に対し、2週間超3週間以内の届出件数は17件（約3%）に過ぎず、本提案は届出の遅延を招来する結果となり、届出義務履行促進にはつながらないものと考えられる。 以上により、事後届出制の届出期限の緩和を行うことは妥当でないと考える。	本提案は、法律順守を目的とした提案であり、届出期限の緩和により届出義務促進につながると考えている。 遅延を招来する結果となるとは思わないが、届出期限の緩和が難しいのであれば、期限内届出の徹底を図るため、国においてもさらなる周知徹底をお願いしたい。	
361	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行なう景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。	【制度改正要望の経緯・必要性】 景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋外広告物の規制（第2条～5条、7条～8条）を自ら行なうことができる。 一方で、違反広告物に対する処置の法第7条及び第8条に規定されている簡易除却等を行なう場合には、権限を持つ県から権限移譲を受けて行なわなくてはならない。 【具体的な支障事例】 また、具体的な支障事例として、簡易除却等を行なう権限を持てど例条例により県から景観行政団体に移譲しているため、県から「財源移譲すべき」という考え方がある一方で、景観行政団体は独自条例を制定してあるため独自財源で対応すべきという考え方がある。このため、県から景観行政団体への財源移譲が困難である。 【課題の消滅】 よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行えるように法第4条第2項から第4項及び第8条において、「条例で定めるところによる」の文言を加えることを求め、また、法律の改正が実現した際には、これらの事務を行うに必要となる財源措置をあわせて求める。	・屋外広告物法第7条 第8条、第28条 ・平成16年12月17日付け国都公報第148号「国土交通省 都市・環境整備局 長通知「屋外広告物法の一部改正について」」2.(4)	国土交通省	広島県	C 対応不可	屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが、屋外広告物行政を一元的に担当する体制となっている。都道府県は、より広域的な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補完するためにも、都道府県知事が条例により権限移譲することが適切である。	景観行政団体となった市町村は、それぞれの景観計画に基づき、独自に屋外広告物を規制する条例（以下「市町村条例」という）を制定できるが、その際には都道府県と協議・調整のうえで制定している。このため、当該市町村条例で規制されている部分については、都道府県の屋外広告物条例の規制を受けない。 よって、国土交通省が懸念するよう重複して二重に行政を行うようなことは生じない。 市町村条例で屋外広告物を規制していく中、簡易除却等のみ都道府県からの権限移譲に頼らざるを得ない状況は国が主張する「一元的に担当する体制」とは言えず、一元的な体系を実現するために制度改正を求めるものである。 また、独自に市町村条例を作成している場合、簡易除却等も含めた規制を一元的に行える方が、効率的であり、より市町村独自の計画に沿った景観を実現しやすいと考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
279	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付けの付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。	公園施設の具体的な種類については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例により定めることとするべきである。 それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	公園管理者が、都市公園本来の効用を享受する人々の利便に供すると判断して、公園施設である便益施設としての駐車場に電気自動車用充電器を設けることは、可能である。 現行規定でも可能である旨の明確化について、検討して参りたい。
384	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出(事後届出)の届出期限を、現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。				C 対応不可	国土利用計画法の事後届出制における期限内(契約締結後2週間以内)届出の必要性については前回お示したとおり。 ① 土地取引の規制に関する措置として、取引の動機となつた土地の利用目的について審査・勧告を行うことができるとしており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときには、速やかに是正を求める必要があること ② 高額の土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地価対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があること とされているところである。 今後とも、速やかな届出を求める制度趣旨についての理解の増進や、本制度の更なる周知徹底、運用改善策の促進が図られるよう、きめ細かに相談等に対応してまいりたい。
382	違反広告物に対する簡易取扱等に係る景観行政団体への権限移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易取扱等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普及交付税等の必要な財源措置を講じること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	屋外広告物法では、違反広告物の強制撤去等、景観法と比べてより大きな権限が付与されることや住民、屋外広告物業者等の意見可聴性を損なわないために、原則として、広域自治体たる都道府県が屋外広告物行政を担うこととしている。 その上で、屋外広告物法第28条では、都道府県が条例を定めた場合には、景観行政について能力と意欲のある市町村である景観行政団体に対して、特例として事務権限を移譲し、屋外広告物行政を行なうことが可能な制度としている。 一方で、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県は、都道府県知事の下で、市町村の事務の一部を、都道府県が条例を定めることにより、市町村が処理することができる。 いずれにしても、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の事務については、広域自治体たる都道府県が屋外広告物法及び地方自治法の規定を適用して適切に条例を定めることにより、景観行政団体たる市町村が景観行政と屋外広告物行政を一元的に行なうことが可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な申請事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
442	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農山村、中山間地域を対象に加えることを求めます。	【現状】 岐阜県の地籍調査実施率(平成25年度末)は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、農山の8割以上を占める山林部は14%と、他の地区(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅っている。また、第6回国土調査事業10箇年計画(岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770km ² を地籍調査を実施する(平成31年度末に実施率23%とする)こと)を定めている。 【支障事例】 地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項規定による申請を積極的に行なうよう促されるものであるが、補助対象地には、平成25年度末時点での当県の地籍調査対象面積は625km ² のうち当直制度の対象面積は369km ² で、約7割の土地が補助対象外のため、現行制度では山林部の地籍整備率の向上がほとんど見込めない。 【支障事例の解消策及び効果】 公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村から補助制度の相談も受けていることから、補助対象地域要件として農山村、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項規定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。	地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項	国土交通省	岐阜県	C 対応不可	地籍調査の進捗率は全国で51%で、その内訳を見ると都市部(DID)が23%、林地が44%、農地等が7%となっている。このように、都市部では山村部と比べて、特に進捗が遅っているところである。 このため、第6回国土調査事業10箇年計画(平成22年3月25日閣議決定)では都市部(DID)での地籍調査を一層進めることが定められるとともに、平成22年度には都市部における地籍整備の推進を目的とした「地籍整備推進調査費補助金」が創設されたところである。 県のご提案にもあるように、山村部における地籍整備の推進が重要であることは国としても認識しているところであるが、対象地域要件を農山村部及び中山間地域に拡大することは、本補助金の創設趣旨を把握するため、限られた予算を都市部に重視できないため、都市部における進捗を遅らせるなどつまらないかね?	進捗が遅れている都市部の対策を重視する国土交通省の考え方も理解できるが、林地の境界を知る者が高齢化しているため山村部の地籍調査も急がなければ、将来境界を確定すること自体が非常に困難になる。	
646	都道府県が行う公共測量の実施、終了時における公示義務、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、撤去、移転、撤除等に係る都道府県事務の廃止	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことと求めます。 また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去、移転、撤除等に係る都道府県を介さず、測量計画機関を開拓する都道府県へ通知するよう求めます。	【制度改正の必要性】 測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から届けを受けた時は、その実施時及び終了時における公示が義務付けられますが、本県においては、平成25年度に48件×2(実施、終了)=96件の実績がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのため必要な、土地の入り及び通知、障害物の除去、土地等の一時使用、土地の収用又は使用権利の行使等が記り得ることを知らせるものであるが、周知については測量計画機関が直接行なうことが可能と考えられる。事務の簡素化の観点から、都道府県事が公示する必要性に疑問がある。 また、測量法第21条、第23条及び第39条により、都道府県知事は、測量計画機関から永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去、移転、撤除等に係る都道府県事務について、その都道府県市町村長に通知することとなっている。都道府県事務については、事務の簡素化の観点から、必要性に疑問がある。 【具体的な効果】 これら事務の変更により、80時間／年程度の事務の簡素化が図られると思定される。	測量法第第14条、第21条、第23条、第39条	国土交通省	長崎県	C 対応不可	1. この公共測量実施の公示が都道府県知事に行われる趣旨は、① 関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量を行われ、そのため必要な法第15条の規定による土地の立入り、法第16条及び法第17条の規定による障害物の除去、法第18条の規定による土地等の一時使用並びに法第19条の規定による土地の収用又は使用権利の行使等が記り得ることを周知せしめ、行政運営の透明化を図ること。 2. 都道府県知事が都道府県外に公共測量の実施及び終了時に、公共測量の実施主体の公共団体に、あらかじめ当該地域の公共測量の実施状況を知らせ行政運営室の効率化を図る。 3. 公共測量の実施主体は、国の機関、都道府県、市町村、その他の公共団体やインフラ企業等であり、各実施主体が周知を行う場合、公共測量の実施を周知するには、全ての機関が公示する方法が最も効率的である一方、公共測量は一部の機関で周知すれば、都道府県知事が都道府県内を測量地點として実施される最も効率的になるとができる。 4. 公共測量により測量、移転、撤去及び一時標識の種類及び所在地を①都道府県知事から通知する。 ②都道府県市町村長は、公示する測量地點に通知する。 手帳等により、国土測量院の所長、都道府県測量官及び市町村長が一括して測量の現状を把握し、測量標の位置を引き、設置された公共測量の測量の利用を図ることが「測量の重複を除き、正確で精度の高い測量を実施する」という法の目的を達成するためであり、本規定による全国的に統一した定めが必要である。	意見については、了解するが、公共測量実施の公示方法が、より簡素なものとなるよう、今後、検討をお願いする。	
655	山林の土地境界確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	【制度改正の必要性】 大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村離れや森林の荒廃が進んでおり、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により土砂崩れや災害が近年多発している。これを受け、市としては順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。 については、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行なうことを可能とした。 【意念の解消】 代表者でない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・誤りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考える。 例えば、度々訴訟に巻き込まれる土地公用に関する制度をみると、實権の消滅など、公告後一定期間内に権利者(確知できない者)から申し出がない場合は、関係者の同意、権利の消滅を認めた制度がある。一方で、井戸地の境界確定について、土地公用の制度同様、公告、定期期間(必要に応じて期間を設定)の経過を行い、代表者以外(確知できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界確認を可能にできない。	地籍調査作業規程規則、第23条、第30条第1項、第22項 地籍調査作業規程規則適用基準第15条の2 平成23年3月18日付け国土第663号 国土交通省山地・水資源局国土調査課長通知	国土交通省	大野市	D 現行規定により対応可能	地籍調査の成果は、登記簿に地図として備え付けられ、土地に関する権利の第三者に対する抗辯事由を構成するから、地籍調査は高い精度と信頼性が求められる。また、地籍調査の際の筆界確認において、土地所有者の確認を得ざるに調査をした場合には、得失ために地籍調査の成績に於ける境界紛争が発生する蓋然性は極めて高くなることが想定される。 これらのことから、地籍調査の筆界確認の際、土地所有者等が複数名いる場合には、原則として全土地所有者等から確認を得る必要がある(地籍調査作業規程規則第30条第1項)。当該土地所有者等からの委任状を頂くことができれば、筆界確認を委託された代表者のみによる筆界確認は可能である。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
442	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。		【全国市長会】 中山間地域における地籍調査の進展を図るべく、積極的な検討を求める。		C 対応不可	山村部では、所有者の高齢化や村離れの急速な進展等により地籍調査の実施が極めて困難であり、山村部における地籍整備の緊急性は国土交通省としても重々承知している。しかし、都市部の地籍調査の進捗率は23%と林地の44%に比べて半分程度であり、都市開発の円滑化等のためにもその推進は極めて重要な課題である。 このような状況から、平成22年度には都市部における本補助金制度を創設するとともに、国直轄の基本調査(都市部官民境界基本調査、山村境界基本調査)を創設し、都市部や山村部における地籍整備を積極的に推進してきている。 また、東日本大震災の教訓として、地籍調査の実施により被災後の迅速な復旧・復興に貢献することが再確認されており、山村部や都市部の被災想定地域における地籍整備を推進することは重要である。特に、都市部は人口等が集中し、被災後は甚大な被害が生じたため、その推進は喫緊の課題である。 その後、国土審議会小委員会により今後の国土調査のあり方等を示す報告書が公表された。同報告書では、災害への備えとしての地籍整備を優先的・進めることとされ、各省ではこれまで地籍整備を積極的に推進する必要があると考えている。一方、自治体としては財政の厳しい状況でござり、本補助金や山村境界基本調査等の予算は減少傾向にあるが、当省としては、地籍調査費負担金や国直轄の基本調査の所要額の確保に向けて最大限努力しているところである。これに加えて、当省では同報告書で示された、効率的な手法(山村部での航空写真やランドマークGPS等を用いた測量手法など)の導入に向けた検討に着手しているとともに、厳しい財政状況を考慮し、国土調査以外の測量・調査成果を最大限活用して地籍整備を推進する際の申請に伴う負担軽減等の検討を進めることとしている。 上記のような取組を通じて、山村部等における地籍整備の推進に引き続き努めていくが、本補助金については、制度の創設趣旨を踏まえ、都市部に重点化して地籍整備を推進することが必要であると考えている。
646	都道府県が行う公共測量の実施時及び終了時における公示義務、公共測量における永久標識の設置等に係る都道府県事務の廃止	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。 また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、撤去、維持及び後棄の通知について、都道府県を介せず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。				C 対応不可	公共測量実施の公示の必要性については第1次回答で納得いたいたいものと考えているが、公示の手段については、測量法では特段の定めはないので、各都道府県の実状に沿った最も効率的な方法をもって事務処理を行っていただきたい。
655	山林の土地境界確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員ではなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところで、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
664-1	駐車場法施行令の見直し	<p>駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した過剰な取扱いがほぼ認められない。設置基準が一律で政令で定められており、適切な運用をせざるを得ないのが現状である。車の環境性能の向上により、基準が過大と見なされる事例もあることから、駐車場の配置や立地特性等を勘案した過剰な取扱いがほぼ認められない。設置基準が一律で政令で定められており、適切な運用をせざるを得ないのが現状である。一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量を減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないといふ。『内部の空気』の計算方法を国交省で確認したところ、駐車マックスの合計面積×高さではなく、より厳しい『車路も含む駐車点数×高さ』との回答である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量を減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除く路外の規定がほぼないといふ。基準に適合させられない。例えば、公園や交差点からの距離を確保するために既存駐車場の出入口を狭めるなどの指揮をしており、こうした指揮により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来たす場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入り支障がないと想定されるにも関わらず、実際には即ちいい指導を行なうことない対応に苦慮している。</p> <p>また、建物物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないといふ。『内部の空気』の計算方法を国交省で確認したところ、駐車マックスの合計面積×高さではなく、より厳しい『車路も含む駐車点数×高さ』との回答である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量を減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>【駐車場法施行令第7条】 ・原公園からの距離</p> <p>駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためにものであり、特に、児童公園については、多くの児童が利用する施設であり、児童保護の観点より、規定されたものです。</p> <p>そのため、各都市の実態を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。</p>	<p>小規模な街区公園等で道路交通や児童保護の観点から問題ないと思われる場合であっても、柔軟な対応ができる窓口での対応に大変苦慮しており、早急な検討をお願いしたい。</p> <p>また、検討の具体的なスケジュールを示していただきたい。</p>				
664-2	駐車場法施行令の見直し	<p>駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した過剰な取扱いがほぼ認められない。設置基準が一律で政令で定められており、適切な運用をせざるを得ないのが現状であることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応が必要である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上により、基準が過大と見なされる事例もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。</p>	<p>【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除く路外の規定がほぼないといふ。基準に適合させられない。例えば、公園や交差点からの距離を確保するために既存駐車場の出入口を狭めるなどの指揮をしており、こうした指揮により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来たす場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入り支障がないと想定されるにも関わらず、実際には即ちいい指導を行なうことない対応に苦慮している。</p> <p>また、建物物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないといふ。『内部の空気』の計算方法を国交省で確認したところ、駐車マックスの合計面積×高さではなく、より厳しい『車路も含む駐車点数×高さ』との回答である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量を減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>【駐車場法施行令第7条】 ・交差点からの距離</p> <p>駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためにものであり、その結果から、交差点の測量から5メートル以内には自動車の出入りを設置してはならないとしておりますが、同条第2項及び第3項の規定により、国土交通大臣が当該出入りを設置する道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めた場合は設置可能です。</p> <p>そのため、各都道府県が認めた場合には、国土交通大臣が認めた場合に相談願います。</p>	<p>駐車場法施行令第7条第2項及び第3項に基づき、交差点内の出入口等を国土交通大臣が認める場合には、あらかじめ道路管理者や公安委員会との協議が必要である。</p> <p>当市では、大臣認定を事業者に指導した事例がないため、手続きに伴う審査や処理期間を把握していないが、当該認定を市が事業者に指導する場合、あるいは事業者が活用する場合には、手続きの柔軟性等が求められるので、その旨について御配慮いただきたい。</p> <p>また、これまでに、大臣認定を受けた具体的な事例を御教示いただきたい。</p>				
664-3	駐車場法施行令の見直し	<p>駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した過剰な取扱いがほぼ認められない。設置基準が一律で政令で定められており、適切な運用をせざるを得ないのが現状である。車の環境性能の向上により、基準が過大と見なされる事例もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。</p>	<p>【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除く路外の規定がほぼないといふ。基準に適合させられない。例えば、公園や交差点からの距離を確保するために既存駐車場の出入口を狭めるなどの指揮をしており、こうした指揮により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来たす場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入り支障がないと想定されるにも関わらず、実際には即ちいい指導を行なうことない対応に苦慮している。</p> <p>また、建物物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないといふ。『内部の空気』の計算方法を国交省で確認したところ、駐車マックスの合計面積×高さではなく、より厳しい『車路も含む駐車点数×高さ』との回答である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量を減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>【駐車場法施行令第12条】 換気装置の基準については、排ガス対応車の台数・内訳、排ガス規制や環境基準等の制度の変遷、駐車場利用者及び駐車場管理従事者の影響等、政令制定時の状況と現在における排ガス対応車の実態や制度の変更等について事実関係を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。</p>	<p>換気装置の基準に関する事業者からの問い合わせは年々増加しており、窓口での対応に大変苦慮している。早急な検討をお願いしたい。</p> <p>また、検討の具体的なスケジュールを示していただきたい。</p>				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
664-1	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や土地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められていたため、実現的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準の適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	E 提案の実現に向けて対応を検討	検討のスケジュールについては、平成26年度に駐車場法施行令における路外駐車場の構造及び設備の基準に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、平成27年度以降、見直しも含め検討を行はずす。	
664-2	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や土地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められていたため、実現的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準の適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	D 現行規定により対応可能	大臣認定については、地域の実情に応じた運用がされており、平成25年度におきましては、岡山市内の丁字交差点における認定事例等があります。なお、この事例では、現地の交通状況等を踏まえた上で、信号は設置されず、出入口の設置が認定されています。	
664-3	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や土地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められていたため、実現的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	E 提案の実現に向けて対応を検討	検討のスケジュールについては、平成26年度に駐車場法施行令における路外駐車場の構造及び設備の基準に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、平成27年度以降、見直しも含め検討を行はずす。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
751	都市計画法に基づく開発許可制度運用指針の改訂	開発許可制度運用指針Ⅲ-7「法第34条第11号等関係」(18)医療施設関係において、(4)として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転すること」	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る震災防災対策の推進に関する特別措置法「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河沿岸の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果す病床数130床の第二次救急医療機関（要配慮者施設）が存在している。 こうした施設は、団体移転促進事業に關連して移転が必要と認められる場合に限り、団体移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となる。また、この高台移転は、被災時に於ける救急医療体制を確保するため地域性を踏まえたときに、該当施設の場合、市街化区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合を追加することにより市街化調整区域内の適地への移転許可が可能となる。	開発許可制度運用指針	国土交通省	豊橋市	D 現行規定により対応可能	開発許可制度運用指針は、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって本指針で示した原則的な考え方によらない独自の運用を必ずしも否定するものではない。 都市計画法第34条第14号の規定に基づき地域の実情等に応じ開発許可が可能である。	都市計画法第34条第14号は同法第34条第1号から第13号までに該当しない開発行為について、個別にその目的、規模、位置等を検討し、周辺の市街化を促進する恐れがないと認められ、かつ、市街化区域内で行なうことが困難又は著しく不適当であるものについて、開発審査会の議を経て許可することができるものであることから、本件についても本市の実情を踏まえ、必要性と妥当性を整理した上で、回答を参考としていただきたい。	
871	都市計画決定以前の緑地について国庫債務負担行為による先行取得を可能とすること	相続等により緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得が可能なよう制度を見直す。	【支障事例】 「特別緑地保全地区」等に指定されていない緑地について、相続等により緊急に保全が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行取得が不可能である。そのため、市単独での用地取得となるが、財政的負担が大きく対応に苦慮して居る。緑地の保全が難しい状況となっている。	「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為による先行取扱いの要領について」(平成14年9月28日付け国都総第633号)によると、国庫債務負担行為による先行取得を認める事業として「緑地保全事業」がある。先行取得の対象となる土地の範囲として、「土地計画決定が行われており、かつ、都市計画事業の認可を受けている事業」とある。土地計画決定が行われており、緊急に保全が必要となった緑地の国庫債務負担行為による先行取得が不可能である。緊急に保全の観点から、緊急に保全が必要となった緑地については、地権者の了承が得られ、かつ、都市計画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを求める。	国土交通省	さいたま市	C 対応不可	国が補助金の交付を完了してもなお事業の用に供されない事態を未然に防止するため、「国庫債務負担行為により直接事業又は補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為による先行取扱いの要領について」(平成13年3月30日付け国総国調第80号国土交通省次官通令)では、先行取扱の対象となる土地の要件が計画の検定の事業の用に直接供するため必要である土地に限るものとされており、これに基づき「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為による先行取扱いの要領について」(平成14年6月28日付け国都総第633号)によると、「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為による先行取扱いの要領について」(平成14年9月28日付け国都総第633号)では、都市局所管の補助事業の要件について、緑地保全事業についても、計画の確定している事業を特別緑地保全地区等の都市計画決定が行われた事業としている。	補助金の交付を完了してもなお事業の用に供されない事態を未然に防止することは重要と考えるが、本市の提案は相続等によって緊急に保全が必要となった緑地の地権者から緑地保全に対する同意を得ることは都市計画の決定とほぼ同意義と捉えることができると思われる。なお、都市計画決定を行う場合には、相当の日数を要するから、地権者が相続税を納付する期間間に間に合わないなどの問題が発生し緑地の喪失の恐れがある。以上の観点から、本提案について再度検討していただきたい。	
12	実質的に法令に根拠のない農政局協議を求めていた通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合市町村が協議に応じようとする場合との連絡調整を廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議のため連絡を行って農工法実施計画(以下、「実施計画」という。)を策定・変更することができる。実施計画に策定された工業等導入地区においては、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地利用許可是、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改革局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合にあらかじめ地方農政局等関係部署と十分連絡調整を行なうこととされている。この連絡調整は法令上根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な折衝があり、地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区的実施計画の作成を認めないとする結果、農業政策計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開拓に大きな影響を及ぼしている。	農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項 「農村地域工業等導入促進法の適用について」(昭和63年8月1日付け63改模B第855号)第4の4連絡調整等	農林水産省、 経済産業省、 厚生労働省、 国土交通省	佐賀県	C 対応不可	1. 農工法の建設は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連絡調整について、法律の趣旨を尊重するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との額面が回されているか、地盤全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行なうためのものである。 2. この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事業の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。	国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体としての工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務的に確認するためしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施計画策定にあたっては、国の通知も踏まえようと東京都と関係市町村、各関係部署との間で十分に調整を行なっているから、自治体のみで可能である。 また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事業の発生を懸念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をはじめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて議論されていることなどから、こうした懸念はほったらかしである。 いわゆる、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行なうことが適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定されている開発法と法定主義の觀点からも、事実上の協議となっている國との連絡調整通知は廃止すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
751	都市計画法に基づく開発許可制度運用指針の改訂	開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等 関係 (18) 医療施設関係 において、④として「津波浸 水対策特別強化地域に指定 された市町村において、既 に立地する第二次救急医 療機関が移転する場合」を 追加すること。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規 定により対 応可能	現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
871	都市計画決定以前の綠地について国庫債務負担行為による先行取得を可能とすること	相続等により緊急に保全が必要となる綠地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にする制度を見直す。	—	【全国市長会】 綠地を保存することができるよう、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不 可	国庫債務負担行為により取得した土地が事業の用に供されることを確実なものとするため、「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて」(平成13年3月30日付け国総国調第88号国土交通省債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について)(平成14年6月28日付け国総第63号)に基づき、綠地保全事業を含む都道府県局所管の補助事業について、国庫債務負担行為により先行取得する場合、公正な手続に裏打ちされた公共性の高い計画であると判断して決定したところである。しかし、このたまに至るまでの間に、特別縁保全地区等の都市計画区域が行なわれたため、綠地保全事業について、「特別縁保全地区等の都市計画区域が先行取得を認めていることである。したがって、「当該緑地の地権者から綠地保全に対する同意を得ている事業」であっても、「特別縁保全地区等の都市計画決定が行われた事業」ではない場合は、「計画の策定している事業」と同意義と見なすことはできず、国庫債務負担行為による土地の先行取得の対象要件に該当しないものと考えている。
13	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めていた通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について向法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国の連絡調整を廃止すること。		【全国市長会】 市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を踏った上で計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものと考えるため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不 可	当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道府県が策定した実施計画について国に知らしめ(連絡)、国の立場から適切かどうかを確認(調整)することで、よりよい計画とするものであり、実質的な協議ではない。 これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、業者にも広い影響があるところ、計画に容れがないよう国も含めた様々な方が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。 また、現在、新規実施計画の策定も重要な一方で、過去に造成された農工団地の空き地などのように埋めいくのかといった観点も重要である。今般の事業では、近隣に利用が低廉な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画される。つまり、計画の実現によって、かかる事態は当該市町村の土地利用あり方を考え土上では決して望まないわけではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料。 なお、本通知は地方自治法第24条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法第24条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。 (参考) 連絡…相手に通报すること、相互に意思を通じ合うこと 調整…誤りを整えて過不足をなくし、精よくすること (広辞苑(第5版))

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
511	運航労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働行政に関する事務及び個別労働関係紛争の解決の促進に従事することを都道府県に移譲する。	労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえうて、都道府県が一的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。 そこで船舶所有者及び船員との行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な観点からの紛争解決を図ることができる。また、これらの事務を都道府県が執行することで、船舶所有者や船員の労使等の問題について、スピード感を持って県行政へ反映することが可能であると考える。	船員法第101条、第102条	国土交通省 神奈川県	C 対応不可	船員法に基づく労働行政については、これまで、他の海事関係法令によるソフト・ハード両面に亘る全国的・画一的な基準の適合性を確保と一体的に、国において執行してきたところ。これは、船員法に基づく労働行政の執行に当たっては、 ①広域性を有する海上運送は県境を跨いで対応を行うことが多く、全国的な統一性は確保できる。また、広域性を有する海上運送について、県境を跨いた対応が多くあるとしても、該当する都道府県間で間に連携を取り合うことで十分可能であり、いわばは、より地域の実情に応じた業務遂行につながっていくものと考える。 ②海上運送にあっては、遵守すべき条約や法令が多岐にわたり、それぞれが密接不可分となっていることから、条約、海事関連法令、船舶の構造設備、船舶の運航等トータル両面に亘る高度な専門性をもつて専門性を有する者は地方職員にもおり、対応可能であるが、専門性を有する者が不足する地域では、人材の地方移管及びソリューションを育成することで対応可能である。 ③船員との労働関係や紛争による航行安全上の問題は、海上運送事業の競争力や公共交通網である海上交通の安全の維持と密接つながりを有しているため、問題が生じないよう、専門的に適切に処理する必要があるためである。 従って、引き続き、国において統一的に船員法に基づく労働行政を執行することが合理的である。	①各都道府県は既に環境、防災、観光等様々な分野で他県との連携調整の実績があるため、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行することで、全国的な統一性は確保できる。 ②海上運送にあっては、遵守すべき条約や法令が多岐にわたり、それぞれが密接不可分となっていることから、条約、海事関連法令、船舶の構造設備、船舶の運航等トータル両面に亘る高度な専門性をもつて専門性を有する者は地方職員にもおり、対応可能であるが、専門性を有する者が不足する地域では、人材の地方移管及びソリューションを育成することで対応可能である。		
380	し尿処理施設(環境省) と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資源整備交付金の対象とするとともに、総合的に下水道施設に下水道処理施設は老朽化により建設の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たに屎尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本県は2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があつたため、し尿処理施設の建設をせずに、下水道施設と一緒に処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力と下水道施設の現状量とし尿処理施設の現状量を加えて計算ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備にあり、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、屎尿処理施設は下水道洗浄された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理する屎尿処理施設は老朽化により建設の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たに屎尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本県は2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があつたため、し尿処理施設の建設をせずに、下水道施設と一緒に処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力と下水道施設の現状量とし尿処理施設の現状量を加えて計算ができるよう規制緩和すること。	社会資本整備結合交付金交付交付下水道法第4条	環境省、 九州地方知事会 国土交通省	C 対応不可	下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設も下水道施設とすることは想定される。まことに、し尿等を受け入れるための施設の扱いについては、まずは、し尿等を下水処理場で処理する事例収集、課題点、今後のニーズ等について全国的な調査をおこなって参ります。	自治体の財政事業が厳しい中で、屎尿処理施設と下水道施設の統合整備は今後多くの自治体で望まれてくることだと考えております。 なお、し尿等を受け入れるための施設の扱いについては、多くの問題があり方針は出せないと考えています。 つきましては、回答にありましたとおり調査等をおこなっていただき、お互いの施設のあり方にについて検討をしていただきたい。		
511	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の當業登録、変更登録、経営変更の届出、トランクルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。	当該事務は、県（一部市）が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そのため、実際に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力にて下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるとすることを併せて提案する。	倉庫業法第3条～第7条、第25条、第27条	国土交通省 神奈川県	C 対応不可	1. 倉庫業は、不特定多数の人から委託を受けた物の倉庫における保管を行ふ業者であり、その保管機能を通して物質の需給調節、物価の安定並びに物の供給の確保等の産業活動及び国民生活に必要な機能を果たしている。また、倉庫業者が運行する倉庫運送券は、倉庫業者に対する寄託料返却請求権を有しており、これが貨物の輸送・貯蔵・保管の機能化・効率化に貢献し、商品担保融資のための付属権を有する等、公共的な公益性を有する有価証券であるため、第三者の利益保護と公衆利益の確保が必要である。 このように、倉庫業は高い社会的意義を有していることから、倉庫における安全対策等、事業の適正化実現が図ることも重要であり、そのためにには全国による全く同一法律による統一化が求められる。 2. また、物流分野においては、倉庫業者、海運業者、航空事業者、港湾運送事業者、トラック事業者等の物流事業者や荷主企業等の国内・国外を問わず広域にしまがて幅広く活動する様々な経済主体が存在しており、倉庫業者も物流拠点としての倉庫を中核となしながら、トラック、港湾運送等他の物流事業者と総合的に実施していくことが多い。そのため、事業の適正化実現の確保に当たっては、トラック事業者等の荷主企業等の立場から見て、運送の実現を阻む要因があるため、倉庫業の登録等の負担も、国において他の物流事業と一体的に施策の実施や指導監督を行う方が適切であり、また、効率的である。 3. さらに、上記のように物流の中核を担う倉庫業の発展のために、国では、物流総合効率化法による総合効率化計画の制定を要件として、特定流通業務設置としての倉庫業対象とした税制的特例措置等により倉庫業者の取組を支援しているところである。 4. など、指揮のあった都道府県等が行う建築確認事務、農地転用の許可事務及び開発行為の許可事務は、倉庫を整備する際に、建築基準法、農地法及び都市計画法等の法律によって規制される場合がある。一方で、荷主企業等の荷物の搬入や荷物の荷揚げ等の手続も、国において他の物流事業と一体的に施策の実施や指導監督を行う方が適切であり、また、効率的である。	国が定めた基準に基づき、都道府県が事務を行うことによっても「高い公益性」を確保することは可である。むろん地方に行つた方が、都市計画、交通規制、物流の内容、環境環境、在環境等地区の実情に応じたきめ細かな指導監督が可能となり、それらの環境に応じた基準によって倉庫の設置が図られることで、国が行う指導監督より公益性を発揮することができる。 また、都道府県も他の開拓事業と総合的・一体的な事業の適正運営の確保に資する指揮監督が可能である。 倉庫業の登録基準は省令による建築基準法その他の法令により適合していることとあるが、建築基準法は都道府県も担つており、専門力に欠けるとは言えないため、登録基準を参考すべき基準とした上で登録業務の執行は都道府県に委ねたとしても、倉庫の安全面の確保は可能と考える。 なお、本省から提案している物流効率化法による総合効率化計画の認定事務と併せて、倉庫業の登録時の事務についても限界移譲を行うことで、申請者の利便性を高めるものと考える。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
514	運航労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準法に関する事業及び個別労働関係紛争の解決の促進に関することを都道府県に移譲する。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>地方運輸局においては、船員と船舶所有者等との間で生ずる海上労働特有の労働条件等に関する個別労働関係紛争を解決せしめる事業を実施している。海上労働についていえば、陸上から隔離される独立性、「医療等の支援や整繁程がおびひ難い自己完結性」、「気象・潮流等の動向による航行の危険性」、労働と生活が一体となる性質などという特徴がある一方、船舶の運航に伴う特殊な労働環境における特徴があるため、船員、船舶の運航及び船舶の安全等の海事行政を一括して所掌する地方運輸局者が、船員と船舶所有者との個別労働関係紛争について、自主的解決及びあっせん等の解決へ導くことが両者にとって有益であり、効率的である。</p> <p>海上を航行する船舶における船員法関係法令の違反事案については、全国的に広域的に本船を追跡し、本船を監督する必要があり、全国の運輸局等が連携して一元的に船舶の運航労務監査を実施することが合理的であり、効果が高い。</p> <p>さらに、各地方運輸局等においては、労働行政に携わる専門性を有する職員を長期的に配置しており、異動等によるシヨウの過程で船員労務官をはじめ種々の海事行政課題を経験することで確実に実能する人事システムを構築している。そのため、新規都道府県がこのようなシステムを構築することの合理性は乏しく、引き継ぎが実施することが効率的である。</p>
380	下水処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会費を整備交付金の対象とすることで、総合的に下水道施設に下水道事業の無制限な拡張や費用の原因者負担の原則の崩壊につながらないよう配慮いただきたい。	【全国市長会】 提案に賛同する。 ただし、公共下水道事業の無制限な拡張や費用の原因者負担の原則の崩壊につながらないよう配慮いただきたい。			C 対応不可	頂いたご意見に配慮しつつ、調査等を行ってまいります。
511	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トランクルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<ol style="list-style-type: none"> 物流事業事務の一括的実施による倉庫業の適正な運営の確保 物流事業事務の一括的実施による事業者の利便の確保 倉庫証券の円滑な流通確保には国による倉庫業の事務実施が必要 大規模災害時には国による広域かつ迅速な支援物資供給体制の構築が必要といつ観点から事務・権限の移譲は困難である。 <p>詳細については別紙の通り。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
745	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救命医療機関や被災施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかるらず、単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策法第12条及び第16条の規定の見直しを回ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河沿岸の低地部においては、津波浸水想定区域や津波危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救命医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が想定される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合は、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集中移転促進事業に係る特例措置を受けすることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。 しかししながら、これらの施設の周辺には住居がない、もしくは住居が少なくなく、集団移転促進事業の対象にはならない状況となっている。こうした民間の要配慮者施設（要配慮者施設）の災害時避難ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条及び第16条	内閣府、国土交通省	豊橋市	C 対応不可	ご提案の趣旨を確認したところ、要配慮者施設の単独移転について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南トラ法」という。）第13条の特例の対象となる同法第12条第1項の事業として措置することで、又は防災集団移転促進事業の対象を拡大することで対応できないかとのことであったが、後の防災力向上とともに、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集中移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下「防集法」という。）に基づき住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するためのものであり、南トラ法第16条において防災集団移転促進事業に関連して必要と認められる場合に限り要配慮者施設の移転について特例が設けられたものの、防集法の趣旨に鑑みれば、住居の集団的移転に関連しない要配慮者施設の防災集団移転促進事業による移転は不可能である。	要配慮者施設の中には、高齢者が特別養護老人ホームなどに住民票を移し、世帯主として居住している施設もある。このような状況の中、特に高齢者は土石流・地震に對策して、災害時要配慮者間連続施設を支障無く移動することにより、具体的な内容を検討する必要がある。こうした施設は、要配慮者施設においても、「命を守る」ことを最高の優先課題として、実効的な移転事業を推進するため、特に居住実態のある要配慮者施設については、住居と同様に防災集団移転促進事業による移転を認めるなどの検討をしていただきたい。	
	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。	【支綱】河川に係る流水占用料等（河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の内の登録を受けた者から徴収することができる流水占用料、土地占用料又は土石占用料その他の河川産出物採取料をいう。）については、河川法施行令第18条第2項に定めるところにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。しかし、本県の流水占用料等のうち特に土地占用料については、毎年の調定件数千数百件のうち高額料2件（ゴルフ場）を除けば、平均が3,000円程度と低額である。このように低額な流水占用料等も毎年調定、徴収業務を行うことは、行政手続の簡素化の観点から問題がある。	河川法第32条第2項 河川法施行令第18条第2項	国土交通省	佐賀県	E 提案の実現に向けて対応を検討	占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後に実際に流水を行った期間について徴収するという考え方を主張し、年度を区切り徴収する制度となっていたところであるが、その一方で毎年調定、徴収業務を行うことは、行政手務の効率化の観点から問題がある。この提案の実現に向けては、各地方公署の負担を減らすとともに、本提案事項については、各地公署体制の意見も聞きながら、その後、慎重に検討を進めることがあると考えている。その後、一括徴収による占用者の負担の増加等についても、慎重に検討する必要がある。	提案は、各自治体がそれぞれの状況に応じて占用料の支払い方法を定めらるようにしていただきたいというものであり、これが実現すれば、本県としては申請者が希望された場合に占用料の一括支払いができるようになります。県の行政コスト削減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上を図るために行うものであり、占用者の負担の増加等についても、慎重に検討する必要がある。	
10	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用（畜産用水等）について、変更・新規取得手続、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川地下水中に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいを行っている。しかし耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予想される。	河川法第23条、補助事業等に上り取扱し、又は効用の増加し・財産の処分等の承認基準について（平成20年3月23日20経第38号農林水産省大臣官房経理課長通達）第4条	国土交通省 農林水産省	新見市	C 対応不可	河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣用水利権等確認請求事件判決（東京地裁S36、最高裁S44）、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決（最高裁S37）において、ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用することとされています。	河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる河川の確保と、利水者間の円滑で円満な水利秩序を維持するため、流水の占用を行いたい場合は河川管理者からの許可が必要となっています。	本市南部に整備された畑地かんがい施設は、耕作放棄地の増加により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生している状況である。その余剰分を当初目的の畑地かんがいのみならず、農畜産業全体の振興のために活用できるよう再度検討をされたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
749	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救命医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず、単独での移転が推進されるよう、「南海トラフ地震対策特措法」第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	防災集団移転促進事業とは、移転促進区域内の住民が防災上安全な住宅団地で住宅建設及び生活再建を図ることができるように、移転者個人がそれぞれ自己の居住の用に供する住宅を建築する場合に必要な一定規模以上の土地の整備等を支援し、当該区域からの住居の集中移転を促進するものであるところから、社会福祉施設として事業者が経営する特別養護老人ホーム等の業務施設の移転を支援の対象とすることはできない。
1	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。	地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、流水占用料等の徴収について必要な事項については、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	○ 占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後、実際に通水を行った期間について徴収するという考え方を念頭に、年度を切り徴収する制度となっているところである。 ○ 本提案事項については、「県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請済入には様々な懸念が想定され、例えば① 各自治体には、新たに申請者へ希望を聴取する事務が発生することになり、かえって事務の負担が増えないか。② 申請者の希望が少ない場合には、果たして行政コスト軽減に資するのか。③ 許可期間中の税率変動や税率が異なることで、条例による金額改定をした場合、年度毎に納入する者との公平性や、都道府県の収入面の問題がないか。また、金額が改定した場合には差額を徴収する旨の規定を設け、後年度に徴収するのであれば、徴収事務が複雑化するのではないか。などの条例制定上又は制度導入上の課題が考えられるため、今後、各地方公共団体等の意見も聞きながら、慎重に検討を進める必要があると考えている。
10	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	「目的外利用申請の簡素化」は、利水と治水の調整がしっかりと図られるよう制度設計を構築する必要がある。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を徘徊的・継続的に使用すること」とされており、必要な限度以上の流水を引き続き占用することは認められない。 ○ なお、要望にあるように畜産用水や工業用水等として使用したいのであれば、かんがい用水の水利権を減量し、目的に応じた新規の許可を取って頂きたい。 ○ その場合は、かんがい用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取水施設等のデータを活用することで、簡素な手続にできる場合もある。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
36	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し	<p>流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、占用目的を実現するため、都道府県が持つる流水占用料等の権限に関する見直し。</p> <p>①河川法施行規則第11条第3項等に定める流水占用料等の申訴書類に、申請者の許可権者である法人の認証書等を添付したことと記載する書類を追加していくべきである。</p> <p>②河川法施行規則第11条第2項第7号を第8号とし、第7号として次の条文を追加する。 【河川法施行規則第11条第2項第7号を第8号とする改正】 「七　河川法登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことと記載した図書」で対応可能ではないかとの指摘については、同号は、治水・利水上の観点から許可を出すに当たって必要とされる書類を想定していることから、当該規定で対応するのではなく、明確化することを望む。</p> <p>四　河川法施行令第18条第2項第3号の次に、第4号として次の条文を追加する。 【河川法第23条、第24条若しくは第25条の規定による河川管理者たる都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事から課された流水占用料等を納付しない場合は、都道府県知事は、当該許可を取り消し又は許可の更新をしないことができる。】</p>	<p>【支障事例】 本県においては、河川法第32条第1項の規定に基づき、条例により、同法第23条の流水占用許可等を受けた者に対して流水占用料等の納付義務を課しているところであるが、経営が健全でない法人等が未納のまま許可等の更新を行う例があり、占用目的が適切に実行されない懸念がある。</p> <p>(河川流水占用料等の収入未額額：平成25年度 29,927千円)</p>	<p>・河川法施行規則第11条第2項、 ・河川法施行令第18条第2項</p>	国土交通省 茨城県	C 対応不可	<ul style="list-style-type: none"> ・占用許可等と流水占用料等の徴収は別個の処理であり、許可権者と徴収権者と異なるところであり、流水占用料等の未納を占用許可等の取消しや更新拒否の事由とすることはできない。 ・流水占用料等の未納に対しては、河川法第74条の規定に基づいた強制徴収の手続きにより解決を図るべきものである。 ・占用許可等の審査に当たっては、河川管理者は申請者の経営の健全性を確認するものではないため、本提案の条文を追加することはできない。 ・以上のことから、占用許可等に係る申請書類を追加し、申請者に対して規制強化になるような本提案については応じられない。 	<p>未納占用料の削減を目的として提案したものであり、申請者への新たな規制を課すことなく実効性のある方法がとれるか検討していきたい。</p>	
705	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記権及び境界決定事務の権限移譲	<p>不動産登記法及び国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者の申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。</p> <p>2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。</p> <p>3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。</p> <p>市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。</p> <p>市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うべきである。</p> <p>〔当県における事務の実態〕 平成22年度から平成24年度、実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成22年度：16件、平成24年度：14件 〔特例条例による市町村への移譲状況〕 本県内：1、2ともに22市町村中、32市町村（76.2%） 全国：国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度、実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成22年度：16件、平成24年度：14件 〔特例条例による市町村への移譲状況〕 本県内：1、2ともに42市町村中、32市町村（76.2%） 全国：国有財産法に基づく県の事務—31道府県、不動産登記法に基づく事務—22道府県</p>	<p>【権限移譲の必要性】 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。</p> <p>河川法第100条、国有財産法第9条第3項第31条の2、第31の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号ヲ、不動産登記法第116条</p>	国土交通省、 鹿児島県 財務省	C 対応不可	<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲の提案のあった事務は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号ヲに基づき、準用河川の用に供する国有財産で国土交通省所管のものの取得、維持、保存、運用及び処分については都道府県と市町村の双方が存在する状況であり、地元住民にとって主体が分かりにくいう状況にある。 ・都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。現行の法令の規定により不可能である(条例による事務整理特例)。 	<p>準用河川の機能維持の事務は、河川法に基づき、河川管理者である市町村が行っている。</p> <p>一方、準用河川の敷地は「地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律」(平成12年法律第87号)。(以下「分権一括法」という。)により国有財産と市町村の公有財産が混在する状況となっており、このうち、国有財産の部分については、国有財産法及び同法施行令に基づき、都道府県がその事務を行ふこととされているため、準用河川敷地の財産管理者が都道府県と市町村の双方が存在する状況であり、地元住民にとって主体が分かりにくいう状況にある。</p> <p>このように、市町村は準用河川の財産管理者と河川管理者としての2つの側面を有していることや、河川管理者として都道府県より準用河川の状況をより把握していることから、市町村が準用河川の機能管理と併せて財産管理も行うことこそが効率的である。</p> <p>また、住民側からの境界立会等の要請の際、前述のとおり、主体が分かりにくいう意見もあり、準用河川の財産管理と機能管理を市町村が「一体的に」行うことにより、住民の利便性の向上につながることから、権限移譲をすべきであると考える。</p>		
51	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大	<p>第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められるとなつたが、この基準は都道府県又は市町村のみに適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の体制的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。</p>	<p>【制度改正の必要性】 都道府県と指定区間外国道の同一管理者が2つの構造基準を使用するには、業務の複雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。</p>	道路法第30条第3項	国土交通省 愛知県	C 対応不可	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国道責務を有する運営者である。 2. 指定区間外国道は、体制上の界線等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。 3. のたゞ、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を發揮する必要があり、都道府県が基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。 	<p>現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用を図る観点から、直轄国道の権限移譲について国と地方との協議が進められている。</p> <p>その際には、本提案の主旨である、地方の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理につながるようお願いしたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
361	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し	<p>流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、占用の目的を安全・確実に実行させたため、都道府県が有する流水占用許可等の権限に関して、</p> <p>①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務報告表」及び「流水占用料等を納付したことを示す書類」を追加していただきたい。</p> <p>②河川法施行令第18条の改正により、許可の附款（免除条件）として、流水占用料等の納付義務を課すことができるようにしていただきたい。</p>			C 対応不可		
705	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記権利及び境界決定事務の権限移譲	<p>不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の職能を行うこととされている。また、国有財産法に基づく都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限を市町村に移譲するべきである。</p>	<p>【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。</p> <p>なお、移譲する場合には、都道府県がこれまでに行つてきた県井立会の記録及び所有権保存登記等の資料等をすべて市町村に引き継ぐこと。ただし、それらが電子化されているものであれば、市の既存システムに流用ができるかを確認し、できない場合は新しい管理システムの導入について協議・検討すること。</p>		<p>○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であるとの第1次回答に対し、現在事務を行っている提案団体及び全国知事会からの意見では、制度改正による市町村への移譲を求める一方で、移譲の対象となる全国市長会からは、市への移譲については手挙げ方式による移譲とするよう求められている。</p> <p>○ 「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。</p> <p>○ したがって、本提案については、全国市長会からの意見(手挙げ方式による移譲(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲))も踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で進めることができると考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当であると考える。</p>	D 現行規定により対応可能	
51	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大	<p>第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められたことになったが、この基準は都道府県又は市町村道のみに適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の具体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			C 対応不可	<p>御提案のあった道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示しした回答のとおり、対応することはできない。</p> <p>なお、国際道路の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、国と地方公共団体が協議を行い、協議を行うものについて移譲を進めており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効率的な管理・活用等が図られるものと認識している。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
52	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められるなどだったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみに適用されるものである。【制度改正の必要性】都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	道路法第45条第2項	国土交通省	愛知県	C 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県道所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、國が責務を有する運営物である。 現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄国道の権限移譲について国と地方との個別協議が進められている。 その際には、本提案の主旨である、地方の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理につながるようお願いしたい。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体による維持、修理、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には國が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を發揮する必要があり、道路標識基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。			
302	道路法(道路の構造の技術基準、道路標識の基準)の条例委任	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したことであるが、条例委任については、県道及び市町村道のみに適用されるものである。【課題解決のための施策等】 県道の構造の技術基準は県が管理する指定区間外国道についても委任を受けるが、県が管理する指定区間外国道の場合は、法令の規定としては道路構造基準第30条第1項で国道と表記されていること及び2項に規定する表記がないことが支障となっている。 具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間に新たに整備する区間(幅員が異なる)という事例が生じ、地域の実情に応じた車道(路肩)及び歩道に係る幅員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標識においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができなくなることになっている。 【その他の】 同一構造規格の場合に交差部分で、直轄国道と指定区間外国道の構造が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。	道路法第30条第1項及び第2項、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令	国土交通省	福島県	C 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県道所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、國が責務を有する運営物である。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体による維持、修理、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には國が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要があり、道路構造基準及び道路標識基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。 (意見無し)			
647	社会资本整備総合交付金の採択要件の緩和(港湾改修事業のうち維持修繕を対象としたもの(港湾施設改良費統合補助事業))	港湾改修事業のうち小規模なものは採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっていたため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。 【支障事例】 社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持修繕を対象とする港湾施設改良費統合補助事業)の採択要件は事業費で2億円以上5億円未満となっており、1港で採択要件に満たない場合は、他施設の補修事業と合併するなどで採択要件に合致するよう調整が必要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦慮している。 例えば1港の施設が全部補修となつても、他施設や周辺港湾との合併で1件2億円以上となるなければ採択不可となるため、車止めや防舷材の欠損など、安全対策の早期の補修が必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないにから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県独自費での対応となるが、予算不足により必要な部分的補修のみで十分な対応が出来ないのが実情である。 【制度改正の必要性】 本県管理港湾は主要港湾4港、地方港湾72港で、港湾施設約3,300箇所有り、港湾改修事業に対する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うための港湾維持修繕費用のための財源が困難なため、今後も統合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)によって効率的な港湾の維持修繕が可能となるものと考えている。 なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし、当該事業の市町村管理港湾の採択要件が5千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当と考えている。	社会资本整備総合交付金交付要綱D-2港湾事業D-2-(1)港湾改修事業	国土交通省	長崎県	C 対応不可	国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重點化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共交通事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行ってきたところです。 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。 今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
52	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみに適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外では、適用されない。道路管理者の具体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	御提案のあった道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示しいた回答のとおり対応することはできない。 なお、直轄道路の種別移動につては、昨年1月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見合せ方針について」において、国と地方公共団体が協議を行い、権限移動の見合せについて移譲を進めしており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図られるものと認識している。
302	道路法(道路の構造の技術基準、道路標識の基準)の条例委任	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例化については、県道及び市町村道のみに適用されるものであり、県が管理する指定区間外では、適用されないこととなっている。道路管理の一体的の運営の観点から県が管理する国道についても適用できるようにすべきである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。
647	社会资本整備総合交付金の採択要件の緩和(港湾改修事業のうち小規模などのは採択要件が事業費5億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。)	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が主体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、市町村の採択要件下限額についても併せて引下げを望む。		C 対応不可	第1次回答のとおり。 今後とも、港湾施設の老朽化対策の推進にあたっては、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
79	社会资本整備総合交付事業における交付金間の流用について	<p>現在、交付金事業は社会资本整備総合交付金と防災・安全交付金の2本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に利活用できていたものが事業間で出来ないケースが生じなど自由が評価されていた交付金制度の威力が低下しているため、社会资本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直を行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。</p> <p>[地域の実情] 松山市の下水道人口普及率は59.9%（H24末）と比較して6%以上低い数字となっている。また、松山市は南予トラフ地盤防災対策推進地区にも指定されていることや耐用年数を迎える施設があるため、耐震化・長寿化も重要な課題となっている。</p> <p>[国の方向性] 国においては汚水処理施設の整備を今後10年間で概ね完成することを目指しており、松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。</p> <p>[懸念の解消策] ししながら、下水道財政の硬直化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めようとして、五箇年計画を策定し、計画的な事業を進めているところであるが、防災・安全交付金に含まれる浄化センターなどの施設の長寿化や耐震化は事業規模が大きく、大幅な内示率の減少に対して対応できない。従前は、未普及改善事業で調整していくが、防災・安全交付金が創設されたことにより、施設の長寿化・耐震化と未普及改善事業間の調整が出来なくなってしまったため苦慮している。</p>	<p>社会资本整備総合交付金交付要綱 社会资本整備総合交付金の計画別流用について 平成28年3月31日付 国土交通省 国土交通省説明資料（HP）</p> <p>「社会資本整備総合交付金制度等の関係」</p>	松山市	C 対応不可	<p>○ 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中して支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿化計画策定の促進や老朽化対策への重点的な支援が求められている中、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p> <p>○ 一方で、これまで交付申請様式の共通化などの運用改善に努めてきたところであり、今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。</p>	<p>本提案は、柔軟な交付金の利活用が行なわれることにより、早期発注や繰越金の減少につながり、円滑な事業執行が行なわれるものである。</p> <p>また、当然のことながら、インフラ長寿化計画や老朽化対策については、計画に基づき、適切に進行管理を進めていため、流用することで元の事業進行に影響を与えるとは考えていません。</p> <p>一方で、防災・安全交付金の流用可能することは、防災・安全交付金の制度創設趣旨から逸脱するとまでは言えず、本提案のとおり、より使い勝手がよくなる制度に改善することを望んでいる。</p>		
87-1	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	<p>要約版 [制度改正の経緯] 近年のゲーム機やスマート携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子供たちが外遊びをしなくなったりと懸念していることから、市民にも身近に利用できる公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。</p> <p>[支障事例] 本市では、「市民1人当たりの公園面積10m以上」を目指にしているが現在約7.0mであり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中核市では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。</p> <p>一方、要件緩和されている「防災公園」においては「5」備宅支援場所の機能を有する公園緑地は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入をする場合と比べて、面積2ha未満の小規模な都市公園について、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難。なお、この財源については、既に地方債を償還するため、年々削減傾向にある。 ただし、都市の長寿化の促進に関する法律、中心市街地の活性化に関する法律に基づく位置づけられているなど、政策的意義が高いため、この要件緩和については慎重に検討している。</p> <p>このことは、民間開発事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の進捗につながる。</p> <p>さらに、都市公園事業で街区公園の改革が可能となることで、策定した長寿化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。</p> <p>[懸念の解消策] そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園でつっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、備宅公園整備の対象としているが、面積2ha未満の場合は、面積要件が緩和されるなどと緩和される。</p>	<p>社会资本整備総合交付金交付要綱 附属第2種 イ-12-(1)、イ-12-(11)</p>	松山市	C 対応不可	<p>都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな市公園について社会資本整備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園について、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難。なお、この財源については、既に地方債を償還するため、年々削減傾向にある。</p> <p>また、住民を対象とするタウンミニーテイングの中でも、身近に遊べる公園づくりへの要望が多く寄せられているが、防災面や安心・安全な生活環境の向上のために整備が求めらるる中心市街地や周辺住宅地には、まとまる公園用地が少ないので現状にとどまっている。</p> <p>本市では、H8年度からH15年度の第8次都市公園等整備7年計画の期間には、1人当たり公園面積1.28mに拡大したが、H16年度に市町合併により0.8mが追加され以降、H17年度から現在までは、わずかに0.1mの増加に留まっている。</p> <p>ただ、都市の長寿化の促進に関する法律、中心市街地の活性化に関する法律に基づく位置づけられているなど、政策的意義が高いため、この要件緩和については慎重に検討している。</p> <p>ただし、都市公園事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の進捗につながる。</p> <p>さらに、都市公園事業で街区公園の改革が可能となることで、策定した長寿化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。</p>	<p>先の第二次一括法で委任された「市民1人当たりの都市公園の整地面積の標準」について、本市では全国の指標等を参考して、整備目標として「10m以上」としているが、実際には、約7.0mにとどまり、全国平均の9.75mと比べても整備が大幅遅れている状況である。</p> <p>本市では、H8年度からH15年度の第8次都市公園等整備7年計画の期間には、1人当たり公園面積1.28mに拡大したが、H16年度に市町合併により0.8mが追加され以降、H17年度から現在までは、わずかに0.1mの増加に留まっている。</p> <p>また、住民を対象とするタウンミニーテイングの中でも、身近に遊べる公園づくりへの要望が多く寄せられているが、防災面や安心・安全な生活環境の向上のために整備が求めらるる中心市街地や周辺住宅地には、まとまる公園用地が少ないので現状にとどまっている。</p> <p>ただし、都市の長寿化の促進に関する法律、中心市街地の活性化に関する法律に基づく位置づけられているなど、政策的意義が高いため、この要件緩和については慎重に検討している。</p> <p>ただ、都市公園事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の進捗につながる。</p> <p>さらに、都市公園事業で街区公園の改革が可能となることで、策定した長寿化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。</p>		
87-2	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	<p>要約版 [制度改正の経緯] 近年のゲーム機やスマート携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子供たちが外遊びをしなくなったりと懸念していることから、市民にも身近に利用できる公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。</p> <p>[支障事例] 本市では、「市民1人当たりの公園面積10m以上」を目指にしているが現在約7.0mであり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中核市では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。</p> <p>一方、要件緩和されている「防災公園」においては「5」備宅支援場所の機能を有する公園緑地は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入をする場合と比べて、面積2ha未満の小規模な都市公園の整備が求めらるるため、面積2ha未満の場合は、面積要件が緩和される。</p> <p>このことは、民間開発事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の進捗につながる。</p> <p>さらに、都市公園事業で街区公園の改革が可能となることで、策定した長寿化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。</p> <p>[懸念の解消策] そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園でつっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、備宅公園整備の対象としているが、面積2ha未満の場合は、面積要件が緩和されるなどと緩和される。</p>	<p>社会资本整備総合交付金交付要綱 附属第2種 イ-12-(1)、イ-12-(11)</p>	松山市	C 対応不可	<p>備宅支援場所の機能を有する公園緑地は「災害発生時において、主として都心部から郊外への備宅者の支援場所としての機能を發揮する公園緑地」（社会资本整備総合交付金交付要綱附屬第II編）であり、複合避難に災害時に「仮設避難施設」としてテントが張れる機能を設け、子ども達のために、追員としての楽しさを損なうことなく、災害時には、テントとして機能する複合施設として、備宅支援場所の機能を有する公園緑地において遊戯施設を整備することは可能である。</p>	<p>災害発生時に、備宅者の支援場所としての機能を発揮する施設としては、テントを張りやすい防災バーゴラ、炊煮台のできるかまどスツール、防災器具を収納できる防災ベビーナなどといった災害時利用を想定した施設であると理解しているが、近年、複合避難に災害時に「仮設避難施設」としてテントが張れる機能を設け、子ども達のために、追員としての楽しさを損なうことなく、災害時には、テントとして機能する複合施設として、備宅支援場所の機能を有する公園緑地において遊戯施設を整備することは可能である。</p> <p>そこで、防災公園においては、一般化されている防災避難についても防災機能を有する施設として、本交付対象事業に含めていたly要望する。</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
79	社会资本整備総合交付金事業における交付金間の流用について	現在、交付金事業は社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の一本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に利活用できていたものが事業間での利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評議されている。交付金制度の魅力度が低下しているため、社会资本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力度の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>○ 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿化計画策定の促進や老朽化対策への意点的な支援が求められている中、社会资本整備総合交付金と費用を分け、予算を確保しているところです。昨今においても、集中豪雨等の気候変動により大規模化・激甚化した水害・土砂災害等が発生しており、早期発注や総括金の減少を防止する等の理由により、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p> <p>○ 同一交付金の中での事業間流用等ができる仕組みとしており、円滑な事業執行にあたっては、これらの仕組みを有効活用していただきたいと考えます。</p>
87-1	都市公園等の整備に関する交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、「街区公園程度(0.25ha)」の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設設備の施設を追加するなどとする。 3. イ-12-(1)市民緑地等整備事業の信地公園の整備において、要件③で定められた「(平成23年度までに着手された事業に限る。)」を恒久措置化。若しくは、期間延長することに緩和。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。</p>
87-2	都市公園等の整備に関する交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、「街区公園程度(0.25ha)」の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設設備の施設を追加することとする。 3. イ-12-(1)市民緑地等整備事業の信地公園の整備において、要件③で定められた「(平成23年度までに着手された事業に限る。)」を恒久措置化。若しくは、期間延長することに緩和。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、大都市部における帰宅困難者の安全な避難経路を確保するため、都心部から郊外部への避難経路の沿道における帰宅困難者のための休息、情報提供等の場所となることを想定していることから、交付対象施設を休憩所やベンチ、災害応急対策施設などに限定しており、遊戯施設はその対象には含まれず、対応は困難。</p> <p>なお、ご提示の防災道具の詳細は不明であるが、一般的には災害応急対策施設として公園計画に位置づけられている施設であれば、遊戯施設としての機能を兼ねることを妨げるものではなく、社会资本整備総合交付金等の交付対象施設となる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
87-3	都市公園等の整備に 係る交付対象事業要 件の緩和	地域の実情に合った交付 対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事 業の交付対象面積要件を 「1ha以上」から、街区(面 積度(0.25ha)の面積に緩 和。 2. イ-12-(1)都市公園事 業の交付対象事業のうち 帰宅待機場所の機能を有 する公園地にについて、対 象となる施設の付帯施設 追加する上に緩和。 3. イ-12-(1)市民緑地等 整備事業の借地公園の整 備において、条件③で定め られた「平成23年3月まで に着手された事業に限り る。」を面積適用、差し くは、期間延長することに 緩和。...	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマート・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民にも身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10m以上」を目指にしているが現在約0.07mであり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住地区では、要件となっている1ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 また、要綱緩和されている「防災施設」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 【現状】 市では、市町村に「(いもじ)構築支援措置の機能を有する公園地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、「田舎暮らしの誘致」として、借地公園に「(いもじ)平 成23年度までに着手された事業に限り る。」を面積適用、差し くは、期間延長することに 緩和。... 【現行規定】 そこで、面積要件は街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公 園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整 備の期間を恒久措置化。若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な 公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置するみどり公園、緑地を緩和とされ、民間事 業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改修が可能となることで、策定した長寿 命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につなが る。	社会資本整備総合 交付金交付要綱 附則第2編 イ-12-(1)	国土交通省	松山市	D 現行規定 により対応可 能	借地公園における施設整備については、交付対象事業の要件や交付 分割期間等の条件を満たす場合、社会資本整備総合交付金の都 市公園事業を活用することが可能である。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附則第2編 イ-12-(1)の2. 交付対象事業の 要件の③では、「平成23年度までに着手された事業に限る。」と期限化されているの で、地方公共団体が借地公園で行う施設整備は、現行では不可と考え、借地公園整 備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長の要件緩和を提案する。
281	老朽化する都市公園 の管理に対応した長 寿命化対象事業の要 件緩和	「公園施設長寿命化対 策支援事業」について、面積 (2ha以上)や総事業費 (1,500万円以上)などの交 付対象事業の要件の緩和 を図ること。	【現状】 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老 朽化が進展している。 (本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されてい る。) このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施 設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最もかかるよう「公園施設長寿命 化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園 施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。 【緩和】 この制度は、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交 付対象事業の要件の緩和を図ること。 【現状】 市町村によって、面積要件などを使用しているが、近隣住民が日常的に使 用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行なうことが困難な状況に ある。利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町村から本県に当該 事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。) そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化 対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)など の交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。	社会資本整備総合 交付金 交付要綱 附則第2編 イ-12-(7)	国土交通省	埼玉県	C 対応不可	地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、國 は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整 備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園につ いては、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難で ある。なお、この財源について、既存の地方債及び地方交付税措置 の対象になっている。合わせて、「計画的な維持管理・更新を行うこと が困難な状況」にある理由が示されておらず、対応が困難である。	維持管理・更新に要する費用については、今後さらに増加すると見込まれて いるため、維持管理・更新に係る交付要件を緩和し、必要な支援措置を講じ ていただきたい。
337	社会資本整備総合交 付金における補助要 件の緩和	・防災・安全交付金における 補助要件の緩和 平成24年度補正予算において 消防・安全交付金が創設され、個別事業分野にさらに緩 和する方針が計画する。一方で、防災・安全交付金は、防災・消 防・減災施策や、生活空間の 安全確保のための整備が可 能となっている。しかし現 在同一交付金についても、従前 から社会資本整備総合交 付金と同様、従来の補助要 件に該当する事業を基幹事 業として位置づけ、関連事 業として位置づけ、補助金 の割合も同じである。 このため、地域の安全防災の 確保に必要不可欠な事業で あっても、基幹事業に該当す る事業が無い場合は交付金 事業として実施することができ ない状況にあるため、補助 要件における基幹事業の必 要性」という観点となっている。 このため、地域の安全防災の 確保に必要不可欠な事業で あっても、基幹事業に該当す る事業が無い場合は交付金 事業として実施することができ ない状況にあるため、補助 要件における基幹事業の必 要性」という観点によって従 来の補助要件にどう関わらずに 活動可能な交付金となるよ う、要件の緩和をお願いす る。	本市は大阪平野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、市域の約30%に あたる地域が平均溝辺位以下の低地盤のため、南部臨海地域における雨水 排水には、専用の排水ポンプ(抽水場)を活用なければ海域へ排水ができ ない状況にある。また、市内には総延長約209kmに渡る水路が縱横に走 り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震、 津波への対策も十分ではない。 上記説明は、本市特有の性質によるところが大きいため、今までの全国画一 的の補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところ である。 一方で、おかれどは、平成23年度補正予算において地域の主体性を尊重し た「防災・安全交付金」制度を創設していくところである。しかしながら、 社会資本整備総合交付金要綱第6において、「基幹事業のうち、いかが、以 上と合わないもの」として、防災・安全対策において重きをな す施設である排水水路や水路の改修、地震津波対策について、防災・安全交 付金を活用することができない状況である。 こうした実態を踏まえ、地方が篤む防災・安全対策へ活用できる交付金制度 となるよう、交付要綱における要件の緩和を求めるのである。	社会資本整備総合 交付金交付要綱 第6交付対象事業	国土交通省	尼崎市	C 対応不可	○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の 自主性を高め、国の閣僚を着任化する観点から改革が行われてきました ところです。その観点に沿い、社会資本整備総合交付金及び防災・安 全交付金において、国費をもつて支援すべき事業を基幹事業と位置 づけた上で、併せて地方の創意工夫を生かした取組を支援するた め、基幹事業と一緒にしてその効果を高めるために必要な事業を推 進促進事業として位置づけております。このほかに、基幹事業の必 要性といふ条件を緩和することは、国費の充當の理由を擇ねることと なり、適当でないと考えております。 ○ 今後とも、平均溝辺位以下の地域の問題も含め、地方公共団体 の意見を伺なながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有 効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてま いります。	現在の社会資本整備総合交付金は地域の自主性を高めることを図ってはいるものの、同交付金における基幹事業は全国画一的な補助制度であった従 来の補助採択条件がそのまま使われており、地域の自主性を反映できる要 件となっていない。基幹事業の位置の緩和が不可能なのであれば、従来の補 助要件となんら変わらない基幹事業に、地域の実情に応じた条件の設定をす べきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
87-3	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	<p>地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和</p> <p>1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和</p> <p>2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業要件から、施設老朽化の可能性を有する公園施設について、対象となる施設に施設整備を適用するなどに緩和</p> <p>イ-12-(1)市町総合整備事業の「市町公園の整備において、要件として定められる」(平成23年度改訂に着手された事業に限る。)を久保措定化。若しくは、期間延長することに緩和。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		D 現行規定により対応可能	イ-12-(1)都市公園事業において、借り地である都市公園の施設整備は交付対象事業として認められている。なお、イ-12-(1)市町総合整備事業に於ける借り地公園の整備は、各地が不足する地域において都市公園の整備を一層効率的に推進するため時限的に措置されていたが、平成24年度において、都市公園事業に実績を踏まえた統合を行ったものである。	
287	老朽化する都市公園の管理に応じた長寿命化対象事業の要件緩和	<p>「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や経営事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。</p>	<p>老朽化する社会インフラの維持管理、更新を行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならぬ。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		C 対応不可	都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。
337	社会资本整備総合交付金における補助要件の緩和	<p>・防災・安全交付金における補助要件の緩和 平成24年度補正予算において「防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にとどまらずに地方分権が計画するインフラ整備事業のための防災・減災対策、生活空間の安全確保のための整備が可能な制度」として、従来交付金についても、從前からある社会资本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業等も含めて、地域の防災という制度となっている。 このため、地域の安否防災の確保に必要不可欠な事業であっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必要」という条件を緩和して従来の補助要件にどうぞお問い合わせに活用が可能な交付金となるよう要件の緩和をお願いする。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるところより、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。</p> <p>投融通経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の開きと重点化する観点から、市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。</p> <p>○ 投融通の経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減等を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引き上げ等の見直しを検討する。 ○ これとされ、当省においても、各分野において、国の開きと重点化や採択基準の引き上げ等を行なってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めたために、各個別補助金を統合化し、事業簡便化や縦越手続きの簡素化を行なってきたところです。</p> <p>○ のため、補助採択条件の引下げは、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p> <p>○ 今后とも、平均満潮位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
583-1	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	<p>【制度改正の必要性】 平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあつての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。</p> <p>一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあつての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることが不可能など、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。</p> <p>については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。</p> <p>【支障事例について】 ①特定期造物改修事業及び堤堰改良事業 特定期造物改修事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改善を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。</p> <p>本事業は、平成7年に制度創設され、当初の採択要件は、事業費3億円以上、国庫補助率1／2とする制度創設を行ってきところ。</p> <p>また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。</p> <p>堤堰改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。</p> <p>また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。</p> <p>【論述】 ○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重點化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引き上げ等の見直しを行なってきたところです。</p> <p>○ 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することには、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。</p> <p>なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。</p>	国土交通省	山形県	C 対応不可				
583-2	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	<p>【制度改正の必要性】 平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあつての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。</p> <p>一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあつての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることが不可能など、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。</p> <p>については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。</p> <p>【支障事例について】 ①特定期造物改修事業及び堤堰改良事業 特定期造物改修事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフケイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改善を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。</p> <p>本事業は、平成7年に制度創設され、当初の採択要件は、事業費3億円以上、国庫補助率1／2とする制度創設を行ってきところ。</p> <p>また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。</p> <p>堤堰改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。</p> <p>また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。</p> <p>【論述】 ○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重點化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引き上げ等の見直しを行なってきたところです。</p> <p>○ 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することには、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。</p> <p>なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。</p>	国土交通省	山形県	C 対応不可				
583-3	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	<p>【制度改正の必要性】 平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあつての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。</p> <p>一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあつての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることが不可能など、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。</p> <p>については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。</p> <p>【支障事例について】 ①特定期造物改修事業及び堤堰改良事業 特定期造物改修事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。</p> <p>また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を行なっている。</p> <p>【論述】 ○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重點化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引き上げを行なってきたところです。</p> <p>○ 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することには、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。</p> <p>なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。</p>	国土交通省	山形県	C 対応不可				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
583-1	社会资本整備総合交付金交付要綱の緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一航事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業所に対して、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるにあたり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共交通に係る国の関与を重點化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等に規模なものや効果が地域的に限定されるものについては、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共交通の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等を行なう。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行なってきたところであります。その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行なったところです。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。
583-2	社会资本整備総合交付金交付要綱の緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一航事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が現行の交付要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるにあたり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共交通に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等に規模なものや効果が地域的に限定されるものについては、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共交通の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等を行なう。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行なってきたところであります。その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行なったところです。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。
583-3	社会资本整備総合交付金交付要綱の緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一航事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が現行の交付要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるにあたり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共交通に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等に規模なものや効果が地域的に限定されるものについては、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共交通の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等を行なう。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行なってきたところであります。その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行なったところです。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。